

論

説

## 封建貢租および農民諸負担の徵租様式

豪農成立の始源的要素の把握のために――

岡

光

夫

### 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

はしがき	
第一節	定免制施行以前
1	西条藩の成立過程
2	初期の徵租様式
第二節	定免制の成立
第三節	定免制下の農民諸負担
1	米納および銀納負担
2	米納分の推移
C	小物成＝銀納分
B	役足出夫（賦役）
A	武夫米
D	賦課様式
C	小入用米
B	役足高の売買
A	役足の内容
3	定免制下の検見費用の検討
第四節	個別農民の負担様式の諸例
あとがき	

## はしがき

小稿は、伊予国新居郡松神子村における貢租および農民諸負担の徵租様式を追及したものであるが、起稿の直接の目的は次の点にある。

この村の庄屋の小野家の豪農經營を分析するにあたり、第一に当家が藩權力との結合関係にあらわれる物質的恩恵が、豪農經營展開への始源的要素として作用したと思われる所以で、これを全面的に把握しようとしたこと。第二には、小野家が江戸中期以降寄生地主としての發展をたどる過程で、領主による農民搾取の機構で、庄屋としてまた地主として果たす役割を、具体的に明確にしようとしたこと。以上二つの目的をもつていてある。

## 第一節 定免制施行以前

## 1 西条藩の成立過程

松神子村の所在するところの新居郡の近世の政治的支配は、小早川隆景が秀吉から伊予平定の功によって、天正一三年八月伊予一四郡を与えられ道後湯月に赴いたことに始まる。彼の在任は僅か二年間で天正一五年に、福島正則が一一万石の領主として入部し、始めは湯月に赴いたが、次いで府中に居を移し檢地をしている。文禄四年は秀吉の朝鮮の役の行賞によって伊予諸大名の配置が行われ、小川祐忠が七万石の大名となり正則のあとをつぎ、さらにはその後は関ヶ原の戦功によって慶長五年家康が松山二〇万石を加藤嘉明に、今治二〇万石を藤堂高虎に与え両人が半国ずつ知行した。その分割の詳細はわからないが、郡毎に二分し新居郡も両者で分割している。高虎は八年後

## 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第1表 近世新居郡の統治

	就 封	転 封	期 間	在 任 地	石高(万石)
小早川 隆景	天正13年	天正15年	2年間	湯 府 月 中	35
福島 正則	" 15	文禄4	8	今 松	11
小川 祐忠	文禄4	慶長5	5	" 治 前	7
藤堂 高虎	慶長5	" 13	8	西 条	20
加藤 嘉明	" 5	寛永4	27	"	20
	寛永4	" 12	8	"	8
蒲生 忠知	寛文5	寛文5	34	西 条	6.86
一柳 直盛	" 13	寛文5	5	"	
幕 順	寛文5	寛文10	200	西 条	
松平 頼純	寛文10	幕 末		西	3

の慶長一三年に、嘉明は二七年後の寛永四年に転封した。その後は蒲生忠知が寛永四年から八年間統治した。

寛永一三年一柳直盛が統治するに際し、始めて新居郡に西条藩が成立し六万八千六百石となつたが、直盛は入部の途中寛永一三年八月一九日大坂において死亡したので、直盛の遺言によつて長男直重に西条三万石、次男直家に川之江二万八千六百石、三男直頼に小松一万石を与えたことによつて、西条藩は三万石となつた。一柳家の西条藩統治も長くは続かず三四年間であり、寛文一〇年紀州初代藩主松平頼宜の次男の頼純が、紀州藩で五万石を分知されていたが、三万石を本家に返上し二万石だけを残し、あらたに西条藩で三万石を得て諸侯に列し幕末まで二〇〇年間統治した。

近世の初頭にこの地域を就封した大名は、秀吉・家康の時代を通じて、きわめてその就封の期間が短く、論功行賞の封地として扱われ、したがつて大名の格式や論功行賞の多寡によつて所領編成が拡大されたり、縮少されたりして、大名の就封毎に石高が変化していくことは第一表の通りである。

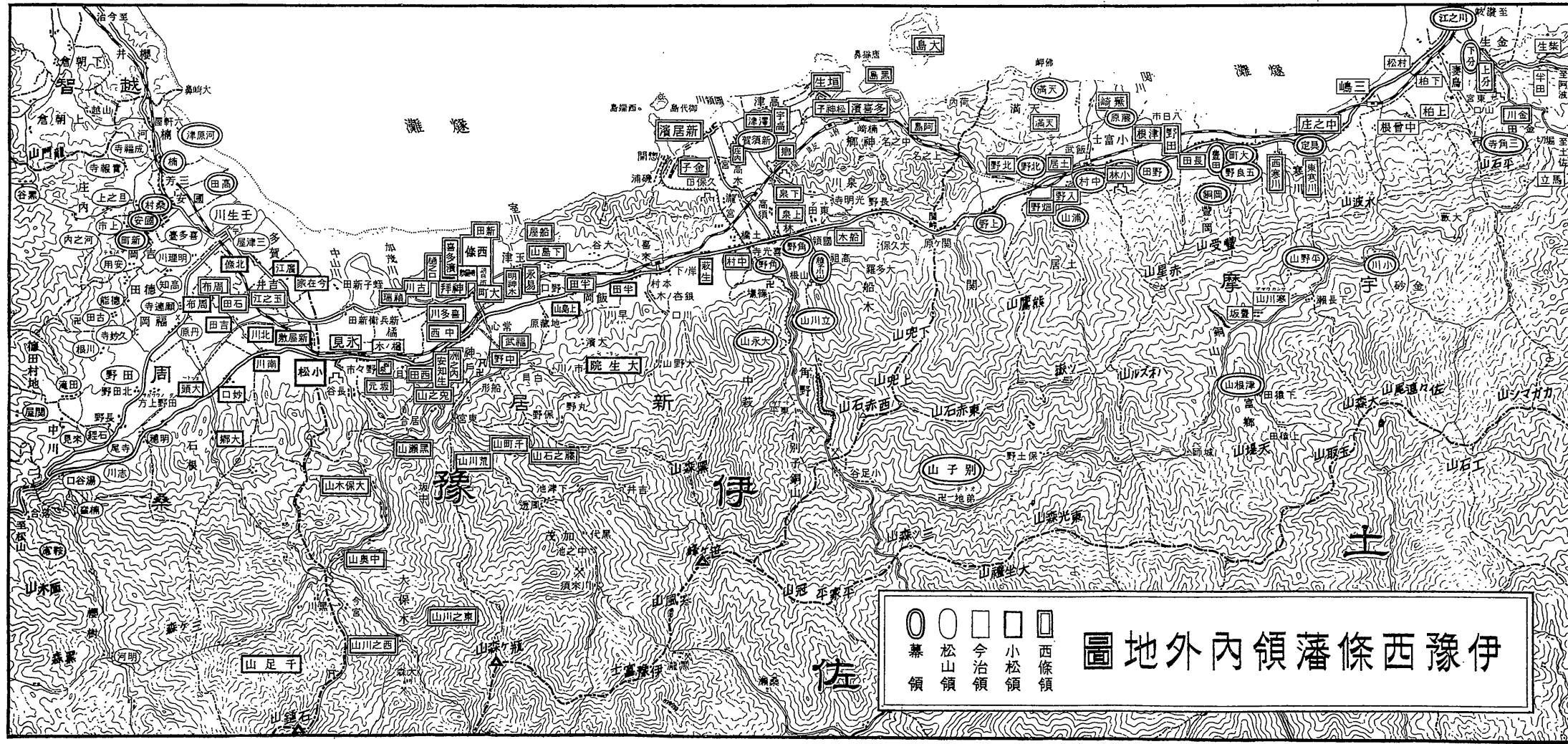
最後の松平家は徳川一門に連るところから、江戸に定府し参勤交

説代を免ぜられ、封地に留守居をおき藩政を代行せしめ、時折藩主入国巡視をしているが、初代頼純五度、三代頼渡一度、九代頼学一度、一〇代頼英一度で二〇〇〇年間を通じて九回で、しかも滞在期間はいずれも一年未満にとどまっている。

西条藩の所領は宇摩・新居・周敷の三郡にまたがり、小松・今治・松山の諸藩や幕領と入組み錯綜し、一円所領としての集中性に欠けている。始めは六万八千石余の所領でまとまっていたが、後に三つに分割されたので先ず分散し、さらに分割された所領のうちの一つである川之江藩をついだ一柳直家は寛永一九年の参勤交代の途上で死亡したが、嗣子がないので所領を幕府に召し上げられて幕領となつた。<sup>(1)</sup> さらに別子銅山の盛況によつて銅山経営に要する薪炭を確保する山林と、出銅運搬路等に関係ある村を幕領に収むるため宝永元年に、新居郡下の大永山・種子川山・立川山・東西両角野・新須賀の六ヶ村を公収し、その替地として旧宇摩郡幕領の蕪崎・小林・長田・東西両寒川・中之庄・上分・金川の八カ村を与えた。<sup>(2)</sup>

天保十三年における村高は第二表の通りであり、新居郡五三カ村の石高は二八三七四石余、周敷郡二カ村二九二八石余、宇摩郡一五カ村七九七〇石余、これを合せて七〇カ村の石高は三九二七四石余に達し、表高三万石を九二七四石程上まわっている。<sup>(註)</sup>

(註) 西条藩はこの石高の他に藩營塩田たる北浜四〇町六反の付属耕地と、藩直官の小作農場の「植瑞」に三四町余の耕地を有する。この两者は藩直官たるところから高を結んでいない。因みに植瑞は安永七年から天明二年まで四カ年の歳月を費して造成した新田であり、この造成に一三〇万人に及ぶ夫役と金二万両を投じ、年間の収穫米は二五〇〇石と推定され、その宛米高は一五八四石で全収穫の六三%にあたる高率小作料をとつていた。農民数は無年貢地の屋敷三畳と添地三畳を与えられている者一八七軒、屋敷地なき者一〇軒で合計二〇七軒であり、平均一戸当耕地はほぼ一町歩で、百姓株（小作株）の売買が許され、その価



## 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第2表 西条藩村高（天保13年）

村名	石高	村名	石高
新居郡大町組 大町	1,147.473	金子村	2,249.923
神押	430.38	新居浜	1,038.901
喜多川	744.406	船木村	611.523
樋口分	337.924	" 沢津組 沢津	312.083
喜多浜分	90.886	庄内	1,105.011
明屋敷分	114.272	郷	849.631
朔日市	787.092	宇高	899.58
新田分	492.746	松神子	547.255
明神木	192.215	垣生	576.581
福武	1,299.587	多喜浜西分	308.918
永易	397.137	多喜浜	5.219
流田	303.43	多喜浜東分	42.996
船屋	226.644	北浜	0
下島山	1,115.143	阿島	304.397
半田	45.08	大島・黒島	391.482
千町山	70.30	計	28,374.756
藤野石山	30.30	周敷郡冰見組 石田	1,086.624
荒川山	30	楨瑞敷	(234町33)
" 氷見組 氷見	3,045.026	周計	1,841.234
中野	690.298	宇摩郡土居組 土井	2,928.858
中西	481.79	北野	672.448
古川分	570.124	烟入	78.350
西田分洲之内	500.372	天満	414.471
安知生	585.531	天	306.431
西泉	968.919	蕪崎	172.553
樋ノ木	206.732	小林	1,057.413
坂元	234.056	津根	546.495
玉之江	888.853	" 寒川組 東寒川	1,659.149
兎野山	83.853	西寒川	642.322
黒瀬山	21.845	野田	524.865
前大保木	34.880	長田	316.022
中奥山	43.60	上分	374.074
西ノ川山	10.875	金川	506.713
東ノ川山	6.5	中之庄	255.612
" 下泉川組下泉川	924.647	計	444.029
" 上泉川組上泉川	732.161	合計	7,970.947
中村	1,246.179		39,274.561

西条誌によって作製・藩営新田の楨瑞は高がなく、宛米高を西条誌では加算してある。

格は天保末年で錢五、六貫（米四〇石に相当）程といわれて<sup>(3)</sup>いる。

石高は水見村の三〇四五石余を最高として、一〇〇〇石以上の村が一二カ村を数え、少ないのは、塩田村の多喜浜（古浜）の五石余、木炭製造を生計の中心にしてる山村の東之川山村の六石五斗を始め、五〇石未満の村が一〇カ村もあり、平均一村当たりの石高は五六〇石であるから五四七石余の松神子村は西条藩の標準的な村である。

## 2 初期の徵租様式

次に示す慶長六年の藤堂高虎の渡辺勘兵衛に与えた置目条々は、江戸幕府創設期の大名の封建賦課の様式を示すものとして注目すべきものである。渡辺勘兵衛は始め秀吉に仕え山崎の戦、賤ヶ岳の戦に参加、また小田原の戦では戦功を立て、戦後は増田長盛に仕え、関ヶ原の戦のとき長盛の居城大和郡山城を明渡し、藤堂高虎を知つてこれに仕え、高虎はその所領一〇万石のうち二万石を彼に与えた。新居郡では北川村・水見村・萩生村・西田村・流田村の五カ村で四四〇五石で全体の $\frac{1}{5}$ に当つて<sup>(5)</sup>いる。

### 置目条々

- 一、當免の儀、檢見の奉行トノ相定めぬ通り、代官所より書付迄取納所可有之事
- 自然其内不成所は用捨ぬとも、重而申懸い族不可有之<sup>(6)</sup>事
- 一、納耕の儀は、今まで納來<sup>(7)</sup>い蔵納並耕之事
- 一、口米石別三升ツ、タルヘクハ、其外一切役米無之事
- 一、耕取り、其所ノ庄屋カ、をとな百姓に申付、耕の上ろくくに計かきをあてさせ可有納所事
- 一、米・大豆津出し之儀、其所より五里ツハ百姓出し可申ひ、其外は給人自分ニ取可申事
- 一、百姓家付け之帳此方に有之<sup>(8)</sup>間、その帳面より出来増えは可為手柄ハ、若又以來一人も<sup>(9)</sup>うせ申様にいは、可為越度事
- 一、役儀は百姓家一軒二付、年中に入木拾荷ツハ可申付ひ、其外一切百姓つかい申間敷事

一、高百石に糠五石、わら拾束ツゝ、給人取可申事

一、山林・竹木・小物成・浦役之儀は、此方より奉行申付い、但し竹木其給人分際に入義於有之は、奉行に相届此方より切手可遣事、以上

慶長六年十一月廿一日

藤 堂 高 虎 (判)

渡 辺 勘 兵 衛 殿

この当時は検見制であり、検見奉行が決定するので代官所より書付けをとり納めさせ、収穫の低いところは検見引をするが、重ねて用捨を願うことを禁止し、納糉は従前通り蔵納並糉にて、口米を一石につき三升となし、その他役米を一切取つてはならぬとし、糉取りを庄屋かおとな百姓に命じ糉切りにならぬようにし、穀類の沖出五里までは百姓が出すがその他は給人が自分で出せと称している。

逃走百姓の出現を防止するため「百姓家つけの帳」を作製してあるが、その帳面より出来増になれば手柄であり、それから減少すれば越度であるといひ、役儀の百姓は一軒について年に入木を十荷ずつ申付け、その外は百姓を給人がつかつてはならぬとしている。

その他の雜税は高百石に糠五石、わら十束とし、山林・竹林・小物成・浦役は給人がとることができず、竹林だけは給人の分際に入る義があれば奉行へことわり、こちらから切手をつかわすと称している。

(註) 逃走百姓の出現についてはこの前年に加藤氏と藤堂氏の領地分けの折の約書定にも次の如く記入され、<sup>(註)</sup>他郷よりの逃走百姓を抱置かず、若しも抱置者あらば聞つけ次第つけとづけ返さなければならぬ。当年の正月より後の走百姓互の領分にあれば前在所へ還住をせしめるというのであり、原文は次の通りである。

一、從他郷走來百姓不可抱置、自然抱置族於有之者、聞付次第致付届、急度可返付事

一、郡之百姓之儀、慶長五年正月より走り百姓之儀、互之領分に雖有之、前之在所へ還住堅可申付、右之月限以前に走百姓之儀者、可為奇破事

慶長六年から寛文一〇年の松平家の入部までの半世紀間の貢租に関する具体的な史料を欠いているが、かつて安良城盛昭氏によつて紹介された新居郡上嶋山村の例は一村だけであるが、その後の大名の搾取の状況を示している。この村の租率は第三表の通りいまだ低く高い年でも石高の四〇%に達しないが、安良城氏の言によれば三四年間に石高が増加しないが年貢額は七四%の増大を示し、しかも連年変動し全剩余労働搾取の傾向があらわれている。

松平氏については入部の年の寛文一〇年八月に次のような「納所方萬御定」を定め、その基本方針を示している。

納所方萬御定之段百姓共(可申聞品々之観)

一、年貢米先代ニは京糀より婦とき糀三而、壱俵ニ付四斗三升入納之由、御蔵入之時京糀にて四斗三升納ひ而、欠之立やうニ依て百姓之損徳有之由、扱又米上納之節米之吟味其上大坂御蔵詰之入用惣百姓懸リ米大分有之由、此方之納やう紀州之通、尤京糀壱俵ニ四斗入ニ納、欠米も四斗ニ壱升宛之御定也、指米之儀ハ御赦免被成ひ、米之吟味も伊予国中之並ニ被仰付ひ

一、口米之事先代其後御蔵入之時も、納石ニ付式升宛之由、隱岐守殿御領所者納石ニ三升宛之由、此方之納やう紀州と同前ニい間、

先代之通納石ニ付式升ツ、ニ御定ひ事

一、夫米之事、先代より御蔵入之節も其年之毛付高百石ニ米式石宛納ひ由、此方ニ者紀州同前ニ本高百石ニ式石宛御

定ひ事

一、糠・糞之事、先代ニは馬數あり次第納申ひ由、御蔵入之時者納不申ひ由、此方ニハ紀州之通ニ御定ひ事

一、種借シ之事、以前よりかり來り毎年三割宛之利足を納所仕ひ由、此度御蔵より元利共ニ当霜月御取切可被成ひ御仕官被仰出ひ、ケ様ニ仕ひ而ハ惣百姓共迷惑可仕ひ間、

第3表  
上嶋山村の年貢の推移

	石 高	年 貢
慶長8	石?	146.779
9	723.052	175.35
10	"	174.65
11	"	142.16
12	"	179.067
13	"	193.262
14	"	199.803
15	"	199.803
16	"	206.6485
17	"	223.60
18	"	215.10
19	"	224.60
20	"	195.68
元和5	"	225.30
寛永8	726.753	268.568
11	723.052	182.389
13	752.345	255.996

安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』123頁第12表

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

利米ハ例年之通百姓中納所可申い、元米は此方御藏より上納可被成との事ニハ、然上ハ御領地何茂高下なき様ニ可借シ渡ひ間、利米前之通ニ納所可仕事

一、雜穀納様之事、先代ニは其時々の作物を納、暮ニ直段ヲ定米ニ指次申い由、此方ニハ百姓之勝手能やうニ仕いへとの御事也、

然は百姓方より望次第二仕、直段を其時に至て成ル丈ハ暮ニ成共、是又百姓望次第二可仕事

一、浦方之事、先代ニは式夫米をハ免し、水手つかひ之時者一日壱人ニ七合五勺宛扶持ヲとらせ遣い由、御藏入之時は尤式夫米者

御免大坂ヘ之御用を扶持なしに御つかひ由、此方ニも式夫米をゆるし陸役之儀も御免ニテ、水主入用之時は泊りかけに參い

處ハ遠近共二日壱人ニ壱升扶持宛、日辰之時は七合五勺宛可被下事

一、大工・鋸役儀之事、先代ニハ江戸ヘ役ニ相詰申ニ付、西条ニ而役儀ハ無之由、此方ニハ江戸之役儀不申付ひ間、諸職人並の役

儀可仕事

一、在々敷之事、百姓入用之時は御代官、郡奉行ヘ相達可申請請事

一、御代官・郡奉行其外御用ニ而、在々廻りい節、証文を以可參ひ間、証文之通可仕い、以前は御代官手代廻りい節ハ、諸事賄等百姓仕い由ニハ共、此方ニハ定り之宿質を出し、百姓賄不仕御定也、但御代官・郡奉行廻り之節ハ薪壱荷人足壱人宛百姓出

シ申御定也

一、在々普請之事、御藏入之時は一日壱人ニ五合扶持宛被下ひ由、此方ニハ一日壱人ニ七合五勺宛可被下ひ事

右之通御定可被相守此旨者也

寛文十年戌八月

天野孫惣  
鈴木四郎兵衛  
菅治九兵衛

角岡仁左衛門殿  
佐波又兵衛殿  
深美六兵衛殿

これは入国前の一柳氏時代の徵租様式に、紀州藩の様式をとり入れ、前代と称する一柳氏の時代より相当に軽減

説  
されているような表現をしている。  
(註)

すなわち年貢米先代では京辯より大なる辯にて一俵四斗三升入の由であったが、今回からは京辯にて四斗とし、欠米を四斗一俵につき一升となして指米を免じ、米の吟味も伊予国中並とし、口米も先代通り納石につき二升づつとしている。

夫米は先代にては毛付高一〇〇石につき米二石であったが、新田分を免じ本高一〇〇石に二石としている。これは後にその割合二分にあたるところから「武夫米」なる名称で呼ばれている。練・藁は先代は馬數あり次第納めていたが、御蔵人の時は納めず内容は具体的にわからないが紀州の通りとしている。次に「種子利」と称する種借しの利米を先代にては毎年三割ずつの高利をとっていたが、此度は御蔵より元利共に取切にするという説もあるが、今回からは高下なきよう借すので例年の通り利米を納めよと称している。これは毎年実際に種子を貸して利米をとるというのではなく、領主の得分権として一定量の米を固定的に徴収している。

浦方夫役は先代は武夫米を免じ、水手つかいの時に一日一人七合五勺ずつの扶持をとらせ、大坂への御用は扶持なしにつかっていたが、今度も武夫米を免じ陸役をも免じ、泊りかけの時は一升、日戻りの時は七合五勺の扶持米にて出役させることになった。大工・鋸役は先代は江戸へ役に相詰たが、今回からは江戸役を免じ諸職人並の役儀とする。

地方役人の廻郷先代は諸事賄を百姓が負担したが、今回からは定りの宿質を出し、百姓は賄を負担しないが、薪一荷と人足を一人を出すことになり、普請役は先代まで一日五合の扶持であったが、これを七合五勺にあらためた。

(註) 松平氏の前藩主の一柳氏は、幕府から所領を召上られたのであるが、その原因は一、禁中御作事と御移徒に従事しなかつた

## 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

ことと、一、江戸参勤に連参し、参府後も届出ず、三、常々家中、領内百姓の仕置が悪く、殊更内証好色不作法であるという三點が挙げられている。三の領内百姓の仕置のあらじことにあるものとして、寛文四年一月に黒瀬山、前大保木山、中奥山、西之川山、東之川の五ヶ庄村屋は、検見と諸連上銀納を願出たが容れられず、その上に首謀者の中奥山村庄屋工藤治平の家旅六人はとらえられ一月二八月打首となつた。<sup>(3)</sup> このような原因によつて、廢絶となつた大名のあとに入部した松平氏は、民心收らんのためにも前代よりは負担を輕減せねばならなかつた。

- (1) 進藤直作『川之江藩札史』菊水会（昭和三五年）二三頁。
- (2) 平塚正俊『別子開坑二百五十年史』住友本社（昭和一六年）一四五頁。
- (3) 「西条誌」卷之十 祯瑞、菅薦太郎『愛媛県農業史』中巻 愛媛県農会（昭和一八年）七三一八五頁。
- (4) 高柳光寿・松平年一『戦国人名辞典』吉川弘文館（昭和三七年）二七一頁。
- (5) 新居浜市史編纂委員会『新居浜市史』新居浜市役所（昭和三七年）九五頁。
- (6) 前掲『新居浜市史』九四頁。
- (7) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』お茶の水書房（昭和三四四年）一一三一頁。
- (8) 秋山英一編『東予義人伝』銀納義民顕彰会（昭二七年）、『西条誌』卷之十二。

## 第二節 定免制の成立

西条藩において、定免制が始めて施行された時代はわからぬが、後にみるようすすでに元禄頃には定免制になつており、松神子村の具体的な記録としては、享保一三年の「申春免定」が現存最古の史料である。この頃は検見制を「秋免」というのに対し、定免制を「春免」と称していた。

一、高三百九拾五石壹斗

申 春 免 定

申四ツ九分

内四石武斗七升八合

武石武升

田畠永川成・堤床・御藏床・井手敷・水取池床共  
同断年々当荒

取米百九拾三石五斗九升九合

内免わけ（略）

同所新田

申四ツ六分五厘

内五石武斗六升

大石武斗壹升貳合

田方畠永川成・池床・堤床・樋守給共  
田方卯<sup>カニ</sup>年々当荒  
已改新田捨リ永荒

取米四拾六石四斗壹合

内免わけ（略）

西改勘左衛門新田

申取なし

内壹石五升四合

樋守給

右之通相定ひ、庄屋小百姓出作共立合無高下ならし免致、割賦當霜月中急度  
皆済可仕者也

享保十三年申二月

富嶌竹右衛門

小川八兵衛

伊庭闕左衛門

堤太郎右衛門

松神子村

庄屋百姓中

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

定免制は、周知のように収穫の出来高に左右される検見制とは異って、出来高に関係なく一定期間の貢租高を固定化しており、すでに春に免を決定して免定を配布しているところから春免と呼ばれたのである。春に免を決定したのは農民に貢租高を早く知らせ「春免に於ては御定めの年貢さへ上納致すれば、其残余は全然百姓の手に入るゆへ徳分ある事」<sup>(1)</sup>と称している通り、農民に安心感を与えて農業に精を出させ決定された貢租だけを確保しようとしたことと、年貢納期前の先納銀賦課と関係があるようである。次に示す享保一八年の五月の先納銀は、前年の蝗害による貢租の減少のためと思われるが、その賦課は高一石に銀三匁づつで一貫四三五匁余を賦課し、秋の貢租から米二八石五斗四升壹合三勺を控除することになつてゐる。

○享保十八年五月丑先納銀帳

目録

松神子村

- 一、本高三百九拾五石壹斗
- 一、新高八拾三石三斗四升七合
- ノ四百七拾八石四斗四升七合
- 此銀壹貫四百三拾五匁三分四厘  
毛付高壹石二付 銀三匁壹分四厘内
- 享保十八年丑十二月 丑夏先納銀御返済米割  
一銀管貫武百三拾九匁三分八厘 丑ノ夏先納此御返済  
御手形壹枚 米拾三石三斗三升三合三勺  
此銀六百目 石四拾五匁かへ
- 同 断 同拾四石武斗八合

同  
断此銀六百三拾九匁三分八厘 同直かへ  
同壹石 丑御利 此銀四拾五匁米小以式拾八石五斗四升毫合三勺  
但元銀拾匁ニ付米式斗三升ツ

享保一八年五月の先納銀は同年の年末に支払われたのであるが、まだ他に享保一五年に一貫二〇〇匁と同一八年の別の分九五六匁七分七厘合せて二貫二五六匁七分七厘がそれぞれ年末に未払となっており、元文三年に一五力年賦になし、寛保三年迄の五年間に七八匁九分を支払われたが、一貫四三七匁八分八厘残銀があり、寛保三年につてさらに二〇〇年賦に引延されている。

また元文三年には別に銀五貫目を御用銀として課し、寛保二年迄の五年間に二貫五五〇匁を支払い、残の二貫五〇匁も寛保三年から二〇〇カ年賦にされており、史料は次の通りである。  
(金)

○延享式年丑十月

戊寅先納銀亥タ式十年賦割符改帳

亥子渡方

御役所表指引

一、銀壹百匁先納 (享保十五年)

一、同九百五拾六匁七分七厘 売先納 (享保十八年)

△武貢百五拾六匁七分七厘

内

七百十八匁九分 拾五年符之御積を以五年分申受ム分  
元文三年午寛保二戌迄

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

残毫貫四百三拾七匁八分七厘

此分寛保三亥才より式十年賦ニ罷來ひ分

内

亥御下銀七拾壹匁八分九厘 子御下銀七拾壹匁八分九厘

○延享三年寅八月午御用銀式拾年符被仰付ひ

最初亥子兩年分渡帳

午御用銀目録

元文三年三月上

一、元銀五貫百円

内

式貫五百五拾円 元濟

但元文三年より未申酉戌迄五ヶ年内一ヶ年ニ銀七百六拾  
五匁ツゝ御渡被下村中ニ割符有之元銀百目ニ付銀拾五  
匁ツゝ銘々五年分受取ひ分

残式貫五百五拾匁不足

此分寛保三亥より式拾年符之御積りを以則亥より一ヶ年ニ  
銀百式拾七匁五分ツゝ御渡被下村中依之元銀百目ニ付五  
匁ツゝ相当リ此度亥子兩年分御渡被下村中受取申所左  
之通ニ御座い、以上

松神子村

松神子村頭百姓 長右衛門

同 頭 四郎

同 儀兵衛

同 同 伊右衛門

九郎兵衛 同 久五郎 兼六

第4表  
金子村宝暦2~4年免比較

	宝暦2年	宝暦3年	宝暦4年
	石	石	石
本田高 免 取米	623.396 2.873 179.102	623.095 5.6 349.102	623.095 4.23 (263.57)
新田高 免 取米	93.380 3.315 30.955	93.38 4.5 42.021	93.38 3.90 (36.42)
林畠高 免 取米	126.954 2 25.391	126.954 2 25.391	126.954 2 25.391
取米計	235.448	416.514	(325.38)

秋山英一「東予義人伝」92~94頁より作製

(註) 以上三種の先納銀は安永二年六月までに、享保「五成年分は残銀六〇〇匁、同一九寅年分は四七八匁四分一厘であり、合せて一貫七八匁四分一厘である。これが「民間壳払」となり大口年貢未納者に肩がわりされている。すなわち四九匁三分三厘を宇高村高橋勘左衛門、四四匁一分を同村の林右衛門、六七二匁四分八厘は樋ノ口庄村屋武右衛門と舟屋庄村屋新左衛門に、三一二匁五分は沢津組大庄屋小野与惣右衛門がになっている。

延享三年寅八月

松神子庄村屋半次郎殿

同村組頭御衆中

このようにして、西条藩は享保末年には農民に賦課した先納銀さえ、満足に支払えぬ程の財政窮乏にみまわれていた。そこで宝暦三年に従来の定免制の春免を廃して、「有毛檢見取法」を実行することになり、急激な免の上昇をともなった。一例を金子村にとれば第四表の通りである。

本田は二ツ八歩余から五ツ六歩に、新田も三ツ三歩余から四ツ五歩となり、全体で二倍に近い取米になつてゐる。

これに対する農民の動きが、一宮神社の「神事御用留控帳」に次の通り記載されている。<sup>(2)</sup>

十一月七日、西条へ御領分大庄屋、庄屋被召出、御免定御座ひ由、例年よりは御免高くひにて、八日に村々百姓承ひて殊の外迷惑仕り、御断

同 藤 七 同 弥 五 平  
同 清 兵 衛

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

申上などへ申由疇承及び、金子村も春免より一ツ二分上りの由とあり、宝曆三年には春免をやめて一月に免定が下付されたが、例年より免が高く一ツ二分程上り、百姓が不服のようである。

一宮御用留帳は、さらに続けて次のように言を進めている。

右之通りにて東西騒動由に付、同十五日より同十七日まで神前に詣で奉り、何とぞ御領分静謐に鎮りぬ様にとの御祈誓、我等心持にて申上ひ  
十二月十日、御領分村々百姓御免之願有之由にて、西条へ罷越し旨相聞、騒動聞之申に付……風聞承けたまわりぬところ、おびただしく加茂川へ東西百姓集り申しむよし、  
同十一日、御上の御下知相守り、皆々帰り申しむよし、安堵いたしむ

同年一二月一〇日ついに強訴に発展し、おびただしい農民が城下西条加茂川畔に集つた。この強訴をもくろんだのは、松神子村の程近くにある郷村の平兵衛（六〇才）と宇高村の孫兵衛・弥一右衛門の三人であり、彼らは鎮圧後にとらえられ宝曆四年一月二一日処刑をうけている。この強訴は貢租の徵収様式をあらためさせ、翌年の宝曆四年には有毛検見をやめて、百姓の願出しの形式による定免制にあらためられ、その結果は金子村の例では、第四表によると本田が五ツ六歩から四ツ二歩三厘に、新田は四ツ五歩から三ツ九歩に免が下げられているのを見ることがができる。この定免制をとるに際し免の決定直後に、藩の老臣愛久沢郷助は用心のため長文の「在中に申聞せ度書付」を出しており、その抄録だけでも相当の長文であるが、幕末までの貢租徵収の基本をなすので、煩を労わず次に出した。

## 在中の申聞せ度書付

愛久沢郷助

一、都而作毛免合之儀ハ六歩を年貢ニ納残リ四歩を百姓之取ルとの義ハ、天下一統之御定法故、免合之儀ハ毛見役人并在中役人共之見分次第ニ御任せ置被成ル御事ハ不及申事ニハ、右之通ニハル得共百姓之勝手ニ相成由ニ而定免ニ願出ル得ハ、作毛出来不申所之願故、四六之法ニ不抱相応之定免ニ相見ル得ハ願之通被仰付ル儀ハ格別之事ニハ、且又御領分之春免之儀者定免とは品少違ル得共、大様ハ定免之通ニハ、定免ハ下ヲ願出御吟味之上相応之定免に相見ル得ハ、年数を限願之通被仰付ル故、矩合にて相究リハ、春免ハ下ヲ願不出大様之積を以相極ル故矩合無之歟、然共以前之春免ハ年々豊凶ニ隨而年々免之高下を相究ル事ハ在中ニも存罷有ル通、大前勿論元祿・宝永・享保も十七子ノ年迄右同様之取扱ニ而有之たる御事ニハ、右之通無相違此節迄相究來ハハ無何事其儘エハ相資可申処、子年虫付損亡ニ付翌丑春免三ツ四歩余ニ下リハ、以来去々申年迄廿ヶ年之間三ツ六歩と申免ハ壹ヶ年ならて無之其余皆三ツ五歩前後の春免ニ相究ル、損乏ハ已前も度々有之ル得共、致満作ル得ハ翌年直ニ又免合上りたる事ニハ、近年之様ニ打続下免ニ極リハ事ハ無之、尤凶年打続申間敷事ニモ無之ルヘ共近キ比ハ右之下免を地之免と心得ル様ニ成行被成、去ル未ノ年令満作ル得とも翌申春免差而上リ不申ル、御太切之御収納右之通ノ不陸ニ相見ルを、其儘ニ而篇々と被指置し内若損亡等有之の時ハ、此春免之直リハ時節有之間敷ニ付、去西年見取免ニ付仰付ル處、近年珍敷満作と申しながら、毛見之義ハ御収納之定リ際ニハ得共、誰々も御納宜有之段ハ悦ル事ニハ得共、免合過ル而ハ百姓之痛ニ相成甚御太切之儀故、隨分左様無之様ニと毛見役人出在前於奉行所堅ク申合之事ニハ、依之毛見役人中一念入廉直第一と心得在中役人共も立合板指杖つき等を以甲乙無之様ニ隨分吟味有之事ニハ、右之通被仰付ル上、万一無理成取扱杯有之ル而ハ毛見役人中難立行事故一面々互ニ入念相勤申事ニハ、然ハ毛見おるて少も相違無之事ニハ、其上去年之帳尻免過分之高免ニ相究ル、尤四六之御定法を以相極ル免合故、毛見ニ少も相違ハ無之ル得とも、御拌地以來無之高免ニ極リル故、百姓共驚騒毛見之道理ヲハ不弁エ無理成取扱ニ而も致い様ニ申触ル由、過分之高免ニ付而ハ百姓心ニ相疑たるものくからぬ事ニハ共、免定之儀曾而左様之いふかしき事ニハ無之ル勿論大場之作毛を心々ニ見極メル事ニハ得は、少宛之見上ケ見下ケ之見違ハ有之筈ニハ共、夫ハ聊之儀ニ而彼是可申程之儀ニ而ハ無之ル、四ツ八歩ニ相極リハ得共、余リ高免ニ付役人中相談之上三歩余減シ四ツ五歩余ニ相極ル由ニハ得は、弥毛見方ニ相違ハ無之儀と可存ル、去年在中之儀ハ見取免之初年故預り作之者と地主との相対令混雜双方出入も有之たる趣ニ相聞ル、此段ハ入作前ニ致約束置ル處、無存懸高免ニ相成ルニ付、定而令混雜たるニ而可有之ル其外去年ハ何かに付失墜も有之たるにて可有之得とも、此已後ハ見取免又ハ定免之節之儀を能考夫々相応ニ取燈ルハ指支之義ハ有之間鋪事ニハ

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

一、当夏定免之儀願出之趣成程尤之願振ニ相聞ひ、去年ハ勝而令満作之年之免合三歩余容捨を加へ、四ツ五歩余ニ相究りし得共、平年ながら免ハ余ほど下リ可申儀ニシム、然れ共定免ニ相成ムヘハ在中毛見之物入よほど相減申之上、稻毛刈入等諸事手廻し能其外何かに付宜義共多有之由、ケ様之品彼是積合ム時ハ四ツ三歩くらひ之定免ニ而道理ニ相中リ可申様ニ何れも存事ニシム、然共当年ハ定免之初年故、帳尻免四ツ少余ノ定免ニ願出たるものと相見ニシム、御容捨を以願之通被仰付ム、右定免之願振を以申時ハ此節ニ至リ在中之者共、去年之免合ニ無理無之と申道理を致合点たるもの相聞ひ、右之通納得之上ハ家業之耕作ハ細ニ心ヲ付、隨分精出相勤可申ム、如件在中一和ニ眼シ御恩沢ニ令安堵送渡世ニ得ハ過之たる悦しき事ハ無之ニシム、前ニ申通以前之春免之趣ト近年之春免之趣ト去年見免之趣トノ以近年甚下免ニ而御年貢を納ム様子とくと銘々に心に尋見可申ム、心正路成ものハ定而下免ニ而納ム段ヲ可奉恐入事ト存ム、勿論春免相究ニ儀百姓之取扱にて相究ニ事ニは無之ニ得共、免合ニ右三段之相違有之趣為可申聞相認メト□□此節迄以前之春免極之通年ニ豊凶ニよって免之高下究メ来ルハ、無何事其儘ニ而相濟可申事ニシムヘ共、去年之通令満作ムヘハ四ツ八歩位ニも出来ム地面に相見得ハ、以前之通ニ而モ春免ニハ最早難相成事ニシム、第一太切之御収納を相極メニ二矩合かひなく相見ニ儀其通ニハ難用事ニシム条目今ハ御定法之通見取免ニ被仰付ム、百姓勝手宣ムハ、いつ迄も定免ヲ願出可申ム、相應之定免ニ而ム得ハ願之通被仰付事ニシム、尤定免之内為御憐愍可成程在出之役人御減被遊ニ思召□□□ム

宝暦四年十一月十九日

作毛の免合は六歩を年貢に納め、四歩を百姓分とするのが天下一統の定法であるが、免合は毛見役人と村方役人の検分によつて決定されるものである。しかし作況の度合によつて定免を願出し、四六の法にかかわらぬ相應の定免のようであるから、これを認めるのは格別の事である。

当藩はこれまで定免に似ているが、それと少し異つており、定免は百姓が願出て、それが相應の免であるならば、年数を限つて認められる矩合にて決定されるものであり、春免は下からの願でなく、およその積をもつてきめられ矩合なきものであるが、作況によつてその高下があり、元禄・宝永・享保の一七年迄なさいたが、この年虫害によつて損亡があり、翌年の春免三ツ四歩余に下り、宝暦二年迄二〇年間三ツ五歩を前後し、豊作があつて（註）

も免が上らず、この下免を「地の免」と心得るようになった。

ところで、宝暦三年見取免を仰せ付けられ、この年珍らしき豊作であったが、免が強すぎては百姓の痛になるので、毛見役人にその旨を徹底させ入念に毛見をした。しかしながら過分の高免となり四六の定法をもつてきめた免合で、毛見に少しも無理はなかつたが、御拝地以来の高免であつたので強訴がおきた。藩の平均で四ツ八歩に始めにきめたが、後に四ツ五歩にした。この年の見取免は始めてであるので、在中では地主がこれを小作に転化したため混雜し争論もあつたが、それは入作前に小作料をきめ、秋に免が上つたことにより生じたものである。

今年の定免願出四ツ二歩は当を得ているが、昨年の作況満作で容捨した分三分を加え、四ツ五歩にする。定免は毛見の費用を減じ、稲の収穫手まわしよくなり、その外何かにつけてよくなるので四ツ三歩ぐらいの免は妥当と思われるというのである。

(註) 享保一七年の飢饉の状況については「享保十七年子十一月覚」に次の通りの史料を残している。

一、西条御領当秋作六歩余も損亡仕ひ由  
一、御領分ニ飢人壹万人程も御座ひ由ニ得共、飢人へハ米麦芋<sup>アキ</sup>豆之葉塙撫西条<sup>シタマツ</sup>御渡被成<sup>ヒ</sup>ニ付、飢死申者ハ壹人も無御座

宝暦五年以降の免の推移をみるために、松神子村の分を第五表に示した。宝暦五年本田分は高に対し五ツ五分二厘で、宝暦二年より八%、春免の享保一三年より六%余上昇している。ところが、一〇年になると五ツ二分八厘で大分低められるが、また明和二年に前の率に高められ弘化四年まで続行されている。

これに対し新田は宝暦五、六年は享保一三年より三・五%下り、宝暦二年より七%上昇し四ツ三歩になるが、安永元年五ツ七厘余に上り、天明元年五ツ一步六厘、同四年五ツ二歩に、また文化五年さらに五ツ三歩余となり、以

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

次に宝暦五年の定免目録が残存しているので、これを必要部分のみ掲げた。これによると本田は高に対し五ツ五歩式厘で、三分の御用捨があつても、御種子利・糠・藁代米・式夫米・小入用を加えると六ツ三歩八厘余になり、新田の高に対する四ツ三歩は二分通用捨をし、欠口・小入用を加え六ツ四歩三厘になつて、定法四六が貫徹されてゐる。

陸固定化の傾向を示している。勘左衛門新田の三六石八斗七升六合分は長い間無年貢であつたが、安永元年高に対し四ツ五歩となり、次の定免願期の七年に若干下つた形でこれも幕末まで固定している。

第5表 松神子村免の推移

	本 田		新 田		勘左衛門 新 田
	高に対し	毛付に 対し	高に対し	毛付に 対し	
享保13年	49.0		46.5		0
宝暦2	47.45	51.309	36.01	51.834	
5	55.20	55.516	43.0	58.93	
10	52.842	56.199			
明和2	55.000	58.659			
3	56.000	59.580			
安永1	55.005		50.759		45
4	55.009		50.599		44.904
7	55.009		50.599		44.904
天明1	55.009		51.685		"
4	55.052		52.797		"
7	55.052		52.797		"
寛政4	55.094		52.797		"
8	55.030	58.564	52.797	58.244	"
11	55.061	58.565	52.797	58.244	44.795
享和2	55.084	58.548	52.796	58.148	"
文化2	55.094	58.562	52.916	58.271	"
5	55.094	58.560	53.256	49.258	"
8	55.094	58.562	53.256	58.343	"
11	55.094	58.562	53.256	58.343	"
14	55.094	58.547	53.256	58.363	"
文政3	55.094	58.562	53.256	58.343	"
6	55.094	58.560	53.256	58.343	"
9	55.094	58.554	53.256	58.510	"
12	55.094	58.556	53.256	58.541	"
天保3	55.094	58.559	52.476	58.540	"
6	52.086	58.518	49.647	55.585	"
9	55.937	59.527	53.020	58.410	"
12	54.983	58.566	53.256	58.343	"
弘化1	55.073	58.566	53.256	58.343	"
4	55.082	58.567	50.001	58.783	"

享保十三年、宝暦五年、安永元年から享和二年迄免定。宝暦二年庄屋覚書、宝暦六年から明和三年迄御毛見野附帳。安永以降は三年おき

亥定五ツ五分貳厘  
一、高三百九拾五石壹斗

松神子村

論

高六石八斗八升四合  
残而三百八拾八石貳斗壹升六合

田畠御引高、并村方引高共

御取米  
内  
米残  
武百拾八石九升五合

本高三步通御用捨

米残  
内  
米拾壹石八斗五升三合  
武百六石貳斗四升貳合

九石貳斗八升壹合欠口

武百拾五石五斗貳升三合

五ツ五步五厘壹毛六朱

壹步四厘壹毛三朱  
御種子利・糠・藁代米共

壹步五厘七毛  
亥式夫米

五步三厘七毛七朱  
亥小入用

六ツ三步八厘七毛六朱

(略)

亥定四ツ三歩

内

高貳拾七石三斗七升貳合

田畠永川成・池堤床・樋守給  
年々荒・并損共

残而七拾貳石九斗貳升壹合

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

御取米内  
四拾三石壱斗或升六合  
武石五合九勺 武歩通御用捨  
四拾壱石壱斗或升壱勺

米小以  
壹石八斗五升壱合欠口  
四拾武石九斗七升壱合壱勺  
五ツ八步九厘三毛内

五歩三厘七毛七朱亥小入用  
六ツ四歩三厘七朱

（略）

一、高三拾六石八斗七升六合

亥御取なし

寅砂入土置場之分  
一、米壱斗三升  
亥免

外六合  
米小以  
壱斗三升六合  
此砂入高三斗七升

三ツ六步七厘五毛七朱  
壱步四厘武毛

御種利

壱步五厘七毛 亥武夫免  
五歩三厘七毛七朱 同小入用

免  
四ツ五歩三厘武毛四朱

右之通本田畠にハ仕来之通、本斗・欠口・御種利米・糠糞代米・武夫銀代米・小入用共相加免ノ仕い、且又新田畠高ニハ本斗ニ欠口・小入用共相加免ノ仕い、右組々免ノ究之儀私共出合之上委細念ヲ入相改相違無御座ひ、尤惣人數之儀別紙五人組帳究之

酉改新田

通村並之義ニ付、一組タタカ惣代ニ五人組頭老人ツト出合惣代印相済申スル、且又当亥小入用之儀米直段旁未難相究ハシマニ付、頭百姓相談之上先指あてかひ当亥小入用免五歩三厘七毛七朱ツト取立スル而、過不足ハ来る年に送りスル筈シテニ罷成申スル、此段村中得心之儀ニ御座スル。

一、御免割ニ相添ハシマニ免スル之儀三毛タカ以下ハ捨テ申筈スル、三毛タカハ上ヶ申筈スル二申合スル。

一、辰起戻組之内寅砂入御引高三斗七升之場所ハ落神川タタカ吐出スルニ立置場ニ罷成居申スル、尤兩年ニハ少シ之立毛タカも付スルニ付、左様之節ハ立毛タカを付御見取米指上申筈スルニ御座スル、當年も少シ立毛付スルニ付御見取米諸色帳ニ而割符仕指上申スル以上宝曆五年亥極月

右之通相違無御座候、以上

松神子村莊屋 半次郎タケシ  
同村与頭 清次郎タケシ  
同断 文次郎タケシ

垣生村出作惣代 藤右衛門タケシ  
同村出作同断 利右衛門タケシ  
宇高村出作同断 文 助タケシ

次に定免制が施行され、最も貢租関係の史料の豊富な文政三年を中心として、米納および小物成銀納負担と、足役出夫と称せられている農民賦役を具体的に検討する。

- (1) 菅菊太郎「松山藩に於ける定免制の研究(一)」社会経済史学第一一卷第八号。  
(2) 秋山『前掲書』九二頁。

### 第三節 定免制下の農民諸負担

#### 1 米納および銀納負担

## A 米納分の推移

第六表は文化七年から弘化三年までの米納分の内訳を挙げたのであるが、本途・欠米・口米・種子利・糠糞代米・式夫米・小入用米・庄屋引高に分れている。本途は第五表で本・新田共に免が、文化五年から天保二年までみた通り固定的であったことを反映して、全く連續して同量となつておらず、二九四石六斗二升六合である。ところが天保五年からは数年間本途が下り、とくに天保五年は六石、六年は一六石の差がみられ、天保一〇年になつて前に復している。本途に対する一定割合で賦課されている欠米・口米は本途と全く同様の変化を示している。これに対し種子利と糠糞代米は本途とは無関係に、前者は四石七斗四升一合、後者は七斗五升一合にすでに固定化されているため、その変化は全くみられない。また式夫米と小入用米と庄屋引高は毎年變つており、とくに小入用米は量も多くその変化を示し、米納分の合計にあらわれる年々の差を決定する要因となつていて。

高に対する米納分の合計は、文化七年から弘化三年までの三二年間の平均で六六・八%で、免よりも一〇%程高くなっているが、最高は天保一〇年の七三・一%であり、文化九年が次位となり最低は文政四年の六四%でこれも一〇%の差がみられるが、それは小入用米の差から生じたのであり、文化九年と天保一〇年の小入用米は七〇石をこえており、最低の文政四年は三一石余である。

文政三年の「諸色帳」の米目録の項には次の如く記載され、この年の納米の内容を明らかにし、第六表は連年の分を作表化したものである。

## 米目録

一、米武百九拾四石六斗貳升六合 本新(田) 本斗

第6表 米納分の内訳

	本・新 田本途 石	欠・口米	種子利	糠・藁 代米	式夫米	小入用米	庄屋 引高	用意米	合計	高に 対%
文化 7	294.626	13.258	4.741	0.751	8.767	51.8062	2.925		376.8742	68.9
8	"	"	"	"	9.003	48.7067	2.750		373.8357	68.4
9	"	"	"	"	9.4797	73.9456	4.175		400.9763	73.1
10	"	"	"	"	8.3577	39.8509	2.25		363.8346	66.5
11	"	"	"	"	7.4966	34.0947	1.925		356.8923	65.3
12	"	"	"	"	8.3474	35.423	2.000		359.1464	65.6
13	"	"	"	"	6.8216	42.950	2.425		365.573	66.9
文政 1	"	"	"	"	8.692	64.647	3.65		388.665	71.1
2	"	"	"	"	9.9596	55.3485	3.125		370.8111	67.8
3	"	"	"	"	12.5805	40.7365	2.300		368.9932	67.5
4	"	"	"	"	6.4846	31.2484	1.450		350.1012	64.0
5	"	"	"	"	8.4046	36.7514	2.075		360.6082	66.0
6	"	"	"	"	8.1000	35.4230	2.000		356.9233	65.3
7	"	"	"	"	8.1720	40.7365	2.300		364.5857	66.7
9	"	"	"	"	8.6762	57.5624	3.250		379.9268	69.5
10	"	"	"	"	8.5983	52.6477	2.975		375.0152	68.6
11	"	"	"	"	5.8279	36.7207	2.075		354.1488	64.7
12	"	"	"	"	7.2631	36.2783	2.05		353.7294	64.7
13	"	"	"	"	5.9669	40.2600	2.275		358.9309	65.6
天保 2	"	"	"	"	6.5246	44.2418	2.500		363.9654	66.5
5	288.791	12.996	"	"	6.0910	41.5873	2.350		357.3093	65.3
6	278.94	12.5523	"	"	5.8279	51.018	2.8825		356.7055	65.3
7	291.663	13.125	"	"	3.524	38.9328	2.2		354.9368	64.9
8	293.635	13.214	"	"	4.8821	34.951	2.050	1.327	355.5511	65.1
9	293.978	13.229	"	"	3.3321	38.4904	2.250	"	358.0985	65.4
10	294.099	13.234	"	"	6.9505	75.211	4.325	"	400.6385	73.1
12	"	"	"	"	5.8031	43.357	2.45	1.6455	366.0806	66.9
13	"	"	"	"	6.716	37.8267	2.1375	"	361.1519	66.0
14	294.206	13.240	"	"	5.522	54.4929	3.0825	"	377.7817	69.1
15	294.454	13.250	"	"	5.6703	43.3459	2.450	"	366.3077	66.9
弘化 2	"	"	"	"	5.14	41.676	2.355	"	364.0125	66.5
3	294.557	13.255	"	"	5.9274	42.4721	2.4	"	365.747	66.9

諸色帳目録

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

- 一、同拾三石貳斗五升八合
- 一、同四石七斗四升壹合貳勺
- 一、同七斗五升壹合
- 一、同拾貳石五斗八升五勺
- 一、同四拾石七斗三升六合五勺
- 一、同貳石三斗
- 此掛り高貳拾五石

小入用免 九分貳厘

△三百六拾八石九斗九升三合貳勺

内

米三百三拾七石五升  
同三拾貳石五升四合

残壹斗壹升八勺過

辰十一月小入用へ引入済

本郷中算用取立高  
新高中算用取立高

欠・口 (米)

種子利

糠糞代米

貳夫米

小入用割符米  
庄屋引高小入用割辰

- 一、米四石七斗四升壹合貳勺
- 但本三百九拾五石壹斗

御種子利  
高壹石二付壹升貳合ツヽ

これによると欠米と口米の合計は一三石二斗五升八合であり、同書の「辰上り米都詰」の項によって本田のみの分をみると取米二一七石六斗七升六合に対し、欠米は五石四斗四升二合になつておる、取米一石に対し二升五合にあたる。また口米は四石三斗五升四合で、これは取米一石に対し二升となつており、先に挙げた寛文一〇年の「納所方萬御定」の規定を継承している。「辰御種子利糠糞代米割賦米」の項目には御種子利米は領主の種子の貸付と無関係で、次の通り本田の毛付高一石につき一升二合であり、糠糞代米も同高一石につき一合九勺に固定化されている。

一、米七斗五升七勺

糠糞代米

但右同断

五石四斗九升壹合九勺

此掛高三百八拾八石七斗九升弐合  
但武夫免座百録ニ委有

### B 武夫米

武夫米といふのは、本高三九五石一斗の弐歩（弐歩に当る夫米と思われる）にあたる七石九斗二合を、一石銀六〇匁として銀四七四匁一分二厘（厳密にはそれに三匁九分四厘の掛け利賃を加え四七八匁六厘）を上納することになつていた。

ところが、石高所持農民の銀の用意がないので、村で入札をなし少數の者にこれを引受けさせたが、引受け人が農民から米を出させるに際し、割符銀高を米に換算する場合上納期の米価をもつて換算したので、一石六〇匁より米が安ければ、次の史料の示すように農民の米は七石九斗二合を上まわり、高ければ逆に少くなつた。第六表で年によつて武夫米に差が生じているのはその関係である。

売付右之通（文政二年）

落札四拾八匁

一、米九石九斗五升九合六勺

代銀四百七拾八匁六厘

此々銀米帳ニ出ス

内

銀四百五拾匁 卯十一月廿二日受取

内五分欠

残銀弐拾八匁五分六厘不足

此利庄屋に引受済

右米ハ銀米帳ニ而渡ス  
当免九分五厘六毛弐朱内

### C 小入用米

小入用米は藩に納入されるものでなく、公課であり村に納められるのであり、小入用帳は五人組頭が一ヵ月づつ月番として交代でなし、監査には年番の名頭がなり、小入用帳に出費を記載して毎月これを集計し、監査をして庄屋に提出して後に、次の後番と交代をなしている。

小入用はその内容の性格によって、その額が年によって不同で納期前に前払されるものと、毎年固定で納期に徵収されるものの二種がある。

また徵収は本田と新田の高に比例するが、勘左衛門・新田（三十六石余）の保有者と庄屋保有高のうちの二五石は徵収から除かれ、結局四四二石七斗八升八合が小入用受高とされ、文政三年の小入用額は「当免九分五厘」で受高の九・二%にあたっている。文化七年から弘化三年までの平均は一〇%であるから二石五斗が庄屋は免除されていることになる。小入用には一様に石高に賦課されるものと、特定人に賦課されるものとがある。堂寺敷地米八斗一升、池床米一石四斗三升八合等はそれぞれの所有者に賦課されている。

はじめに年によって不同があり、前払される分を小入用帳によって月毎に集計すると第七表の通りである。城下使番賃、村役人町宿賃、御役人賃、村民出扶持等は貢租や普請等の公用に対する支払であり、米駄賃は貢租払米駄賃、四ヵ村割は池田池の費用負担である。この合計は銀一貫二八七匁五分五厘と米一石三斗二升余となる。その他の項目で四四四匁余を算出している「もつれ」というのは「当村総吉郷村之内又野ニ而急死仕ひ、右場所ニ郷村ニ居レ秀

第7表 文政3年小入用の前払された分

	城下使 番質	村役人 町宿	御役 人賄	村民 出扶持	米駄貢	四ヶ 村割	御園粉 費用	大豆 代	普請 関係	祈禱料 氏神費用	その他	計	
												錢 代	米 代
11月	匁	城下行 10.86	2.80	13.98	升 米 4.8	10.59					升 米不足 16.59	匁 38.23	升 21.39
12					0.6	20.16	26.78				直達匁 77.41	匁 124.35	0.60
1	5.43	2.80			寄合 10.8	28.60					御紙代 4.7	41.53	10.80
2	5.43	5.60	9.03	6.45	22.40	14.49						97.75	6.45
3	5.43		2.80	1.20	13.95	3.06						25.24	1.20
4	5.43	29.40			22.27							57.10	
5	5.43	11.20	3.51	1.20	25.50						関戸 14.86		60.50
6	5.43				4.69						34.20	菓子 8 4.7	57.02
7	5.43	2.80			24.25	17.88					4.20	ろうそ く もつれ 444.85	54.56
8	5.43	85.40			8.40	1.90	2.65					540.53	8.40
9	5.43	5.60			5.90	17.30						75.95 米 27.83	104.28
10	5.43	5.60	21.06	7.20	12.81	2.44						572.96 米 41.5	86.46
計												58.09 1,287.55	132.07

文政三卯十一月分辰十月迄辰年分入用帳

助居合ひニ付、掛り合ニ相成ひ総入用ニ而御座い」とある通り一村民の急死にともなうその吟味の費用で、錢高の $\frac{1}{3}$ をこえている。これを除くと貢租米駄貢が第一で二〇四匁余、次いで村役人の町宿賄が一五一匁余、の二つが他を抜き、その他の七種程のものが四〇匁から七〇匁の間に位している。

この小入用納期前に前払された分は誰かがたてかえて支払ったのであり、これに利子が第八表の通り加算されている。この利子は錢の場合は月一步の割で、米は五月迄月二割、八月以降は一割五歩で一〇月の新米は無利となつていい。利子の合計は錢の場合の一貫

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第8表 小入用前払分利息計算

	錢	利	利内訳	元利メ	米	利	利内訳	元利メ
11月分	匁 38.23	匁 4.97	1割3歩	匁 43.20	斗 2.139	斗 0.428	2割	斗 2.567
12	124.35	14.92	1. 2	139.27	0.06	0.012	"	0.072
1	41.53	4.57	1. 1	46.10	1.08	0.216	"	1.296
2	97.75	9.77	1. 0	107.52	0.645	0.129	"	0.774
3	25.24	2.27	0. 9	27.51	0.12	0.024	"	0.144
4	57.10	4.57	0. 8	61.67				
5	60.50	4.23	0. 7	64.73	9.12	0.024	"	0.144
6	57.02	3.42	0. 6	60.44				
7	54.56	2.73	0. 5	57.29				
8	540.53	21.62	0. 4	562.15	0.84	0.126	1.5	0.966
9	104.28	3.13	0. 3	107.41	3.333	0.500	1.5	3.833
10	86.46	1.73	0. 2	88.19	4.87	新米に付 利無		
計	1,287.55	77.93		1,365.48	13.207	1.459		14.666

文政三辰年分小入用都詰帳

二八七匁余に対し七七匁九分三厘で平均六歩に相当し、米は一石三斗二升余に対し一斗四升六合となっている。したがって元利を合せると錢は一貫三六五匁四分八厘、米は一石四斗六升六合六匁となっている。

この錢に対し以下に示すように錢一八七匁六分六厘が塩浜方より与荷があり、さらに錢一四匁四厘多喜浜西分から入り、合せて二一一匁七分引去られ、残錢一貫一五三匁七分八厘、これを中入直段石一〇五匁でもって米に直し、一〇石九斗八升八合四匁、これに先の米代元利一石四斗六升六合六匁を合せ、一二石四斗五升五合が前払分として算出されている。

錢小以  
考實三百六拾五匁四分八厘  
但 元錢考實式百八拾七匁五分五厘  
利錢七拾七匁九分三厘

内

錢百八拾七匁六分六厘 辰年浜方と与荷

是ハ浜方と地方と小入用与荷と而御座候年々増減御座候筋

同式拾四匁四厘

多喜浜西分小入用と引入ル

是ハ卯納米三拾式右升五斗四合米駄賃割戻リ 小以式百拾毫匁七分

残毫匁百五拾三匁七分八厘

此米拾石九斗八升八合四匁

但中入直段百五匁かへ

第9表  
固定化されている小入用

米小以毫石四斗六升六合六勺	
元米毫石三斗武升七勺	
但利米毫斗四升五合九勺	
二口合拾武石四斗五升五合	
庄屋給走給見番	2石 0.05
御藏番供番	2 2
小使西条鳥宮官守	0.4 0.05
下本郷田ノ上宮番	0.08 0.07
唐樋地給	0.25 0.81
堂寺敷地給	1.438△
池床米用	0.4 錢30匁
名寄	鄉村赤土取場年貢 1.07
"	御札場敷 0.03
御藏床守	0.12
池田光明寺池守	0.70 0.05
光明寺池守	0.20
郷釜ノロ守	0.20
泉川戸番	0.10
九左衛門新田堤番	0.10
組頭両人村与荷	2.40
大庄屋役高米	0.762
筆子賃	0.40
耕取賃	0.07
紙油代	錢80匁
定御小物上納	〃75.48
町宿賃	〃31.50
ろうそく	〃8.40
池田出夫	〃93.09
組頭新九郎駄賃割戻	〃0.93
組頭	〃0.94
辰組割	1045.62
同上錢計石に直し	(13.0091)
米	15.037
計	28.0461

文政三辰年分小入用都詰帳  
△年々増減ある分

次に年々ほぼ固定化され年貢の納入期に納められるものは第九表の通りである。錢納の分を石に直し一三石九合一勺、米納分一五石三升七合を合せて二八石四升六合一勺である。このうちには庄屋給を始めとする村方諸役に対する給与が計上され、その他に小物成の一部や鉄札三枚代、御入木三〇束代組割等もふくんでおり、これに前払分米一二石四斗五升五合と、他に一斗二升三合の雜分を加え四〇石六斗二升四合一勺となり、第六表の小入用米との間に一斗一升二合四勺の誤差を生じているが、その原因はわからない。

文政三年の「銀米皆済目録」によると、米三一三石三斗七升九合のうちで、一〇石六斗にあたる分は御用の粗穀で、この粗一二石二斗を納めさせている。貢租のうち穀を納入する百姓は三石以上の石高を有する者に輪番で納入

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

させている。文政元年「御團糀割賦帳」によると、三石以上の者三四名中一二五名で負担し石高一一二石以下は四斗それ以上は八斗で、さらに大高持のものは増大し小野家などは八石の糀を出している。

辰納銀米皆済目録

一、銀壹貫八拾四匁九分貳厘

米三百拾三石三斗七升九合

内

（銀の内訳略す）

米貳百九拾五石七斗貳合壹勺

御米納

同 拾石六斗

御團糀

此糀貳拾壹石貳斗

同 七石七升六合九勺

大豆代米

此大豆九石貳斗

（以下略）

この糀は翌年の夏に村小入用から費用を出して糀摺をなし、米にして上納している。

藩に納められた貢租米は、一柳氏時代は大坂に出していたが、<sup>註</sup>松平氏になっての文政年間には、村内の御米蔵に一旦納められ、ほとんどを一年間に在払している。文政二年の米納分二八四石七斗三合一勺のうち，在払分は二四八石三斗八升七合であり八七%にあたり、他に大豆八石八斗があり、その詳細は第一〇表の通りである。

五石以上の営業用と思われる払受者は一人で一〇九石四斗、その他小口が近村六カ村に三一人で五三石七斗余あり、共に新居浜・垣生村・多喜浜等非農業人口の密集する村に払下げられている。塩田経営者も七〇石一斗を浜子用に払米をうけており、以上を合せると九四%となる。六%は多喜浜御役所と御普請用役人用食料として六石六

斗が費消され、八石五斗余は大嶋浦に浜下され、海運による払米となつてゐる。在払の藏出や運搬費は村小入用で負担することになつてゐる。

(註) 寛文一〇年一一月の「成年御書出し」には「年貢米大坂藏詰之時運賃百姓中より出しし由此方ニ者紀州へ廻しハシ」とあり、前代一柳氏時代は大坂に出し、松平時代の初期には紀州に出している。

第10表  
文政2年貢租米の販売内訳

多喜浜御役所	石 3.0098
御普請用	3.6
大嶋浦浜下払米	8.542
塩田仕成人払米	70.1(28.2)
黒嶋利助	5.8
新居浜市郎兵衛	6.0
" 清左衛門	10
下泉川伝左衛門	10
垣生幸吉	15.6
" 伝五郎	10
" 為五郎	14.8
" 惣左衛門	16
" 代三郎	6
" 文右衛門	5.2
舟木勝右衛門	10
以上11人分計	109.4(44.0)
沢津村	0.8
松神子村	4.8
垣生喜村	12.7031
多浜分	8.4
東西分	7.545
黒嶋高浜	4
宇居浜	1.0071
新居浜	0.48
以上9カ村計	53.735(21.8)
合計	248.387
(広島与吉舟)	大豆8.8)

御払米駄賃并小越賃覚帳

括弧内は%をあらわす

#### D 小物成=銀納分

銀納分は左に示すように六一〇匁八分であるが、鉄札三枚代の一八匁と御入木三〇束代の一五匁は小入用から支払われ、垣生村と入組の前浜塩田の「ぬい」一九一に対する御運上銀五三四匁八分、釜屋の山手銀三三匁であり、以上を定御小物銀としている。その他に先の武夫米が藩に納められる場合は銀四七四匁一分二厘としており、白楽札御運上として一〇匁が不定銀として納入り、文政三年では以上を総計した銀一貫八四匁九分二厘が皆済目録の銀納分である。

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

文政三年十月辰御小物成帳

定一、銀十八匁

鉄札三枚代

但壱枚ニ付銀六匁ツヽ

定一、同十五匁

御入木三拾束代

但壱束ニ付銀五分ツヽ

定一、同三拾三匁

釜屋山手銀

定一、同五百三拾四匁八分塙浜御運上

此縫百九拾毫

但四斗入壱俵ニ付武匁八分ツヽ

不定一、同拾匁

白糸札御運上

ノ六百拾匁八分

右之通常辰御小物成筋相改申処相違無御座い、以上

文政三年辰十月

沢津組大庄屋 小野七郎右衛門殿

松神子村組頭  
同村庄屋

新九郎  
和忠次

2 役足出夫（賦役）

A 賦課様式

役足は全石高に賦課されるのでなく、本田高のみでありますように引高がされており、その詳細は文政三年の次の「役高目録」によって知りうる。

辰役高目録

高三百九拾五石壹斗 外 辻高（本田高）

高三百九拾五石壹斗

寅砂入御引高之内御見取所分改受

内

六石壱斗三升三合	本田畠御引高（田畠永川成）
五斗三升九合	村方引高、但井手敷・宮高共
六拾石	庄屋御引高
四拾石	兩組頭引高
武拾武石八斗四升	大庄屋高、但組辻武百石割
武拾四石六斗六升壱合	鍛冶御引高
五石	西条供引高
壱石三斗三升四合	右同断与荷高
小以百六拾石五斗六合	
残高武百三拾四石九斗六升三合	辰役受高

(括弧内は筆者の記載)

すなわち本田の高から六石六斗七升二合の永川成や井手敷、宮高が先づ差引かれ作高が出され、さらにそれから六〇石の庄屋、四〇石の組頭、二四石余の鍛冶、五石の西条供に、沢津村大庄屋二〇〇石のうちの松神子村分一二石八斗四升が引高とされ、その残高二三四石九斗六升三合分に役が賦課され、それを「役受高」と称している。したがって役受高は全村高五四七石余の $\frac{1}{2}$ にも達せず、新田保有者は免除され、村役人等にもこのように引高があり、本田保有の村役人以外の農民が出役している。

この役受高は毎年田畠永川成が変更のない限りは同一であり、第一五表による通り僅かの異同しか認められない。さうに役足を個人に賦課するに当り、本田保有高を個人別に毎年調査し「御役割帳」を作製している。

足役の賦課数を當夫と称し、この数を本田保有を個人別に集計した役割帳の石高で割ると、一石当の當夫が算出され、個人別にその年に何人足役を負担すべきがわかるわけであり、年によって普請の多寡等から、きわめて不同

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

を示しており、第一六表によると文政九年、天保六、七、九年、嘉永元年等は一石につき一〇人をこし、文政三、七年等は二人余である。

B 役足高の売賣

役足出夫が本田の高によってその大小が決定されるため、本田高の大なるものは農業經營の面積が大であり、石高の小なるものは經營面積も小である。そのため經營面積の大なる者は役足に出夫することが困難となり、小高持に公定の報酬を出して出役を依存している。その算出は「員引覚帳」によってなされており、一例を文政三年の例であげれば次の通りである。

一高 五石五升六合 田 伝吉

内 壱石五升六合 自分勤

残四石 代米三斗員

田の上の伝吉なる者は五石五升六合の本田高を有し、この年は一石当り二、一二五八人の出役であるから全部で一〇・七人となる。これに対し本田高一石五升六合、出役二、二人を自分で勤め、あと四石、出役八・五人を代米三斗で他人に依存しこれを帳簿の上では「員」と称し、被依存者を「引」と称しており、一石当りの売役高は七升五合である。「員引覚帳」では被依存者はわからないが、「御役割帳」によると次の通りである。

一高 五石五升六合 伝吉

内 壱石五升六合 自分勤

武石 四郎左衛門

壹石 勿吉  
壹石 利兵衛

第11表  
売役高の推移

	受 高	売 役 高	%
文政3	石 234.963	石 133.769	57.0
4	"	136.248	57.9
5	"	131.666	56.2
6	235.047	130.407	55.3
7	234.963	117.807	50.2
8	235.047	125.74	53.6
11	234.677	122.064	51.9
12	"	115.83	49.4
13	"	118.705	50.6
天保2	"	119.842	51.1
4	"	121.927	51.9
5	"	121.037	51.5
6	"	122.125	51.9
7	"	128.012	54.4
8	"	122.60	52.3
9	"	123.341	52.3
10	"	127.420	54.0
12	"	133.629	57.0
14	"	132.962	56.6
弘化1	"	135.608	57.9
2	"	135.813	57.9
4	"	136.97	58.3

貢引覧帳

四郎左衛門が二石、惣吉が一石、利兵衛が一石を引きうけたことが明瞭である。

売役高がどれ位あり、年次的にどのような推移をたどったかを見るために第一表を作製した。文政三年売役高は諸引高を控除した受高の五七%に達する。

足役の売買がどれ位の保有高を限界として売られたり、買われたりされているかをみると第一二表はそれを明瞭にするために、文政三年の分を作製したものであるが、若干の説明を加える必要がある。

先の第一表は受高（この表の売高プラス自分勤に相当するもの）を規準にしているが、この表ではさらに村役人の諸引高をプラスした本田高を規準にしている。本田高のうち売高は三六%で自分勤が二三%余、諸引高は四〇%にも達している。

諸引高のうち庄屋高、引は六〇石で、これは庄屋の小野家が所持し、小野家は当時本田六八石余のうち六〇石が庄屋であることによって足役が免ぜられ、他の八石余も大庄屋役高と組頭引高を買入れたことによって、全く足役に

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第12表 文政3年本田石高別足役の出夫状況

本田 保有者	本田石高	足役の 売 高	大庄屋 高 引	庄屋高引	組頭高引	鍛冶高引	西条供引	自分勤	自分勤率
1 石末満	15.896	0.693	3.094			1.340		12.109	76.1
1 石台	35.849	7.394	1.840					25.275	70.6
2 "	47.743	16.620	1.840					29.253	60.4
3 "	41.288	27.048						14.240	34.1
4 "	17.940	4.511				7.916		5.513	33.3
5 "	5.056	4.000						1.056	20.0
6 "	12.560	12.560						0	0
7 "	14.825	13.825						1.000	6.7
8 "	25.285	18.548	4.349		2.388			0	0
9 "	18.388	18.388						0	0
13 "	13.408	2.877	4.197				6.334	0	0
14 "	14.378				14.378			0	0
23 "	23.099				23.099			0	0
26 "	26.339	10.934	1.840			15.405		0	0
68 "	68.688		5.680	60.000	3.008			0	0
計	380.742	137.428	22.840	60.000	42.873	24.661	6.334	88.446	23.2

文政三年辰御役割帳より算出。本田石高からは 5.338 石の出作高。村内の 2斗以下零細高の小高寄 3.219 (35人分) が除かれてある。組頭高引 2.873 石多いが、これは大庄屋高とだぶっている。

出役する必要がなくなっている。

組頭引高は組頭一人に四〇石の引高がなされているが、文化の末年から組頭は一人になつておらず、いなくなつた組頭の分は「戸引覚帳」によると次の通りである。

高式拾石  
代米壱石五斗

組頭引高

内

高拾四石三斗七升八合  
七郎次高質

代米壱石七升八合四勺

高三石武斗三升四合  
弁十郎高質

代米武斗四升貳合五勺

高式石三斗八升八合  
良助高質

(御役割帳では新兵衛になつてゐる)

代米壹斗七升九合壹勺

小以如高

組頭引高二〇石分が七郎次、弁十郎、良助の三人に代米一石五斗で売られているが、これは受取人がいかから村の收入になつたものと思われる。もう一人分は組頭の新九郎の所持するものであり、彼については

一高式斗武升壹合

新九郎

内

高式拾石

組頭引高

高三石九升四合 大庄屋役高定買

残式拾式石八斗七升三合

内

高三石八合 小野彦之丞高買

代米式斗武升五合六勺

高拾九石八斗六升五合 弁十郎高買

代米壹石四斗八升九合九勺

となつており、彼は組頭の引高一〇石にさらに大庄屋役高を定買し、合せて一二三石九升四合の引高がなされるが、保有高は二斗二升一合にすぎないから、残の一三石八斗七升三合が米一石七斗一升五合五勺で小野家と弁十郎に売られており、これは彼の収入となるのである。

鍛治高引も初期には鍛冶に交付されたのであると思われるが、かなり早くから鍛冶から分離されている。安永五年に次のような鍛冶高の売券がある。

壳渡申鍛冶高之事

一御引高壹石三斗四升

松神子村文兵衛分

松袖子村鍛冶御引役高式拾四石六斗六升壹合

之内 文兵衛持此度壳渡申ひ分如斯

但 拾石八斗五升壹合

長右衛門持

六石九斗五合

徳右衛門持

五石五斗六升五合

定右衛門持

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

壱石三斗四升

文兵衛持

去末才迄年々如斯御役引來る筋ニハ

此代錢七拾三匁

右者我等上納筋有之、右役高壳渡代錢隨ニ受取申處實正ニ御座リ、然上ハ永々共御役筋此証文を以大師堂持高ニ而御引可被成  
ル、永々指縫ニ筋少茂無御座リ、依而証文如件

安永五年申三月

松神子村本人 文兵衛印

同村受人 德右衛門印

同村組頭 兵藏印

同断 藤四郎印

松神子村大師堂

右支配方彦之丞殿

松神子村庄屋 彦之丞印

右之通相違無之、以上

安永五年すでに鍛冶高が四人の者に分割されており、一石三斗四升を有する文兵衛が大師堂に永代にわたって代  
錢七三匁をもつて壳渡したことを物語つている。

大庄屋役高は組込で二〇〇石のうち松神子村に二二石八斗四升が配分されたが、これは七人の者に毎年定賣され、  
文政三年ではその支払が米一石一斗四升二合となり、沢津村の大庄屋小野家に支払われている。「諸色帳」には  
「大庄屋役高割」として左の記録を残している。

大庄屋役高割

組込使番与荷高式百石割

一役高 式拾弐石八斗四升

已役高三石九升四合代

一、米壱斗五升五合

新九郎

同壱石七斗六升代	一、同八升八合	小野彦之丞
同式石八升代	一、同式斗四合	同人
同四石壱斗九升七合代	一、同式斗壱升	藤七
同壱石八斗四升代	一、同九升式合	小野彦之丞
同壱石八斗四升代	一、同九升式合	常三郎
同壱石八斗四升代	一、同九升式合	明教寺
同壱石八斗四升代	一、同九升式合	利三郎
同四石三斗四升九合代	一、同式斗壱升七合	吉次郎
米小以壱石壱斗四升式合	此分中見方ニ而大庄屋に渡ス	

さて先程の第一二表によると八石以上は、足役の自分勤がほとんど皆無であり、それ以下の層において自分勤の率が高く、しかも石高の低下に比例し自分勤の率が確然と高くなっているのをみることができる。

足役の配分は一五石以上の最上層が諸引の特典を有し、五石から一五石までが売役をなし、下層の者に足役を依存し、五石以下の層や無高が自分勤はもちろんのこと報酬を得ているとはいゝ、買役として他人の足役まで事実上負担している。

高を売る場合には第一六表の通り一石につき文政二・三・四年は米七升五合で、他の年は八升を買役の者につけている。この決定について文化二年の御用留帳に「役米之儀ハ毎年霜月上旬ニ名頭參会ニ而、御普請多少、年柄・米直段等談合之上、壱ヶ年切ニ相究來リ申い」という記載がある。

これによると毎年一一月上旬に名頭が参会して、普請の多少や米直段等を考慮して一年切に決定するようである。ところが年によって石当り当夫は、前にも述べたように最低は一人余から最大は一四人余ときわめて差異があるの

### 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

で、多く出夫した年には「与荷米」と称しさうにプラスアルファを出しておる、第一六表によると文化一四年と天保七年は二升、天保六年と九年は三升、嘉永元年は五升となつてゐる。この与荷米は「売高より賈役高に与荷米渡帳」あるいは「役足と与荷米賦課帳」なる帳面を作製し、個人別に渡した量を記載してゐる。文化一四年の分の一例を示すと次の通りである。

第13表 賈役者1日当米と農業 日傭比較		農業 日傭米
賈 役 者 1 日 當 米	1.0升	1.2升
文化14年	1.0升	1.2升
文政 1	1.3	1.4
2	1.8	1.4
4	1.3	1.1
8	2.0	1.1
10	1.3	1.2
天保 3	2.5	1.7
10	1.0	1.0
平均	1.5	1.3

眞引覧帳、与荷米割賦帳  
小野家 職人日傭覧帳

文化十四年丑年賈役之者、出夫壹石高ニ付九人七歩八厘九毛壹朱相当り、  
難波ニ付堺役之者、壹石高ニ付米二升ツヽ与荷

#### 賈役高

一高壹石 米武升  
一高武石 米四升  
本 佐衛門  
甚五郎

壳役から賈役の者へ支払われた米は、与荷米をも加えて、当時の表である。これにあらわれてゐる八年間の平均では、農業日傭一日一升三合に対し、賈役は一升五合で二合程高くなつてゐるが、足役の御普請労働などは、普請方役人の嚴重な監督によつて早朝四時に作業場に出ねばならず、きわめて苛酷な労働であった。しかしながら下層農民の雇傭の機会の成立という点からは看過できないことがらである。

#### C 役足の内容

役足は第一六表の通り本役と小役とがあり、本役はさうに普請役と山役からなつていて、役足の少い年には本役と小役とはほぼ同数であるが、役足の増加する年には本役が二、三倍に達してゐる。また本役のうちでは普請役が

説 大部分で山役は少い年は一〇人未満の年もあり、多い年でも一〇〇人をこえる年はめったにない。

本役は藩の普請奉行が城下から出張して監督をしており、「御普請所出夫通」が作製されている。その内容を一部抄出するところの通りである（文化一三年の分）。

沢津川除

徳永太郎右衛門㊞

渡辺勇助㊞

二月廿三日

次郎兵衛、庄次郎、吉三郎、半兵衛、久四郎、岩右衛門／六人

廿四日

五郎八、喜次郎、仲蔵、次郎兵衛、東吉兵衛、本善三郎、岩右衛門／七人

このように出役者の名を記入し合計し押印をしている。普請奉行から差出された「通」にもとづいて村では「役足触出覚帳」なる台帳に個人別に何月何日如何なる作業に出役したかを記入しその日数を左の通り合計している。

（文政三年の分）

一、高壹石七斗三升五合 六左衛門

二月五日 御普請所

十月十一日 送り

壱人 本  
壱人 小

出役の内容は第一四表の通りであり、農閑期の一月・二月に集中しているが、七・八月にも相当に集中し川除・井手凌・用水凌・泉凌・用水や井手の補強が主たるものであり、自村の分はもちろん組内の庄内・阿嶋・宇

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第14表 文化13年本役普請役の出役状況

	11月23日→12月14日	117人
池田池かけい普請		
庄内村川除	12・15 → ?	14
庄内村井手浚ひ	1・19	3
庄内村用水浚ひ	1・20 → 1・23	8
阿鳴村用水・井手泉浚	1・24 → 1・25	5
松神子村用水・井手・泉浚	1・26 → 1・28	93
宇高村用水	1.29	14
沢津村用水	2・1 → 2・10	26
池田井手浚	2・12 → 2・14	26
庄内川除	2・12 → 2・21	20
沢津村川除	2・22 → 2・27	24.5
沢津用水岡崎井閑	2・28	3
多喜浜西分冲手	2・29	1
垣生村江堀り	2・30	6
光明寺井手筋	2・2 → 4・1	429.7
”岡崎所普請	7・3 → 7・22	111
阿鳴村荷内	8・8 → 9・3	145
宇高村冲手	9・5 → 9・16	51
松神子	9・19 → 9・21	22
沢津村	9・22 → 9・28	39
前浜塩浜堤切汐留入足	8・3	170
切口中通汐すきねは入	8・4	12
右同断ほり割土入	8・5	8
土坂場		30
垣生村出夫		66
計		1,444.2

文化13年御普請所出夫通

るが、一組一軸にて出役している慣習が、往古からあつたことによると文化六年御用方留帳に左の通り出でている。

乍恐奉申上御事

一、役筋之儀ハ往古より本高へ受來りし儀ニ付、本郷割と由様ニハ難相成儀と奉存ひ、當組御普請所之儀毎度人夫掛りし場所ハ宇高・沢津村両村之沖手、庄内村川手ニ而御座ひ、折ニ阿鳴村川手并西分沖手二人夫過分入し儀も御座ひへ共、是ハ希々之儀ニ而御座ひ、一村切之理合ニ而ハ不當リ之様ニも御座ひ得共、一組一軸之儀ニ御座ひへ不拘不理往古ニ仕来りニ而、相詰メ申ら御

高・沢津・垣生村等に出役し、この年は前浜の塩浜が「江端釜屋西塩浜堤切口長八間半樋口釜屋ノ元長四間八月三日夜高汐ニ付切」たので、余分に二二〇人程八月に出役しておりその総数一四四二人となつてゐる。

他村への出役の理由は郷村・垣

生・松神子村は御普請所がいたつて少く、御普請の多いのは宇高・沢津両村の沖手、庄内村川手であり、きわめて村によつてアンバランスであ

仕方無御座ひ儀と奉存い…………

沢津組の内五カ村庄屋

文化六年巳八月

小野七郎右衛門殿

山役は天保四年の「御山役之通」によつて出役状況をみると左の通りであり、総出役六八人六分五厘で御普請用の用木と竹を浜下出夫し、それから藩營小作塩浜入用の松枯木伐りと、御山境堀人夫の三種からなつてゐる。この年にはないが他の年では御藪垣結び出夫が挙げられてゐる。

天保四年御山役之通

十一月十二日 四人、船木村大久保より御藪所より浜下ひ出夫

十一月十六日 三人、下泉川村光明寺御藪所より御用竹浜下出夫

十一月廿四日 五人、舟木村御藪大久保高岸より浜下出夫

十一月廿六日 五人、舟木村長野御藪所より浜下ヶ出夫

三月十八、九日 四人、御手浜方御入用松枯木伐り人足

三月廿四日 武人、阿鳴村御山境堀出夫

覚

一、武拾五人武歩半 繁平

一、武拾人四歩役

右阿鳴村ニ而御作事御用木浜下人夫

小役については文政三年の分を第一五表に掲げた。藩士送人足というのは普請や他の雑用で藩士が村内に来た折の送人足であり、年貢蔵出は払出の折の蔵出入人足、池田池や御普請の雑用と記載しているのは普請以外の雑用小屋かけなどである。大体において雑用仕事が主たるものであり、藩士の送人足が約半分を占め、村役人の補助人足、年

封建貢租および農民諸負担の徵租様式 (岡)

第15表 文政3年の小役

月	藩土送入足	年貢雜用	年貢歳出	村役人補助	池田池雜用	御普請雜用	用水雜用	虫除祈祷	計
11	4	3.3	1.8	1	2				12.1
12	18	2.6		1	9.75				31.35
1			2.4	1	1.3				4.7
2	4.9	1		2	1.8	6	1		16.7
3			1.2		3				4.2
4	2.1		2.4	8					12.5
5	3.5+(3)		5.2	2	1	6.5			18.2+(3)
6	7		2.4				4		13.4
7	11.2			1			6	1	19.2
8	10		2.4	11.4					23.8
9	22.08		3.4	2					27.48
10	16.6		3	2					21.6
計	99.38+(3)	6.9	24.2	31.4	18.85	12.5	11	1	205.23+(3)

( ) 他藩役人・文政三辰年小役帳集計

貢藏出等に集中している。

出役が完了すると「役足触出覚帳」にもとづいてこれもまた個人別に「役足出夫勘定帳」がつくられ、先程例に示した六左衛門の分は次の通りである。

一、高壹石七斗三升五合  
六左衛門  
当夫四人四厘

六左衛門

内

武人  
出夫

武人四厘  
残武人四厘

此貢錢式外六分五厘

米武升五合七勺  
中さん用二入

六左衛門は高が一石七斗三升五合で、当年は一石当り武人三歩武厘余であるから、四人四厘が出役すべき日数すなわち「当夫」である。しかるに彼は「役足触出覚帳」では二人分しか出役していないから、二人四厘ほど不足しており、一人当錢一匁三分でこの貢錢一匁六分五厘、石当り一〇五匁替にして米二升五合七勺となり、これを中算用帳に入れ貢租と共に納入しなければならぬことを示している。この勘定帳によつて松神子村全戸を集計すると次のようになる。

第16表 役足出夫の推移

E 小役	F 当夫一出夫 $B-C$	G 村方出夫 勘定入用	H その他	I 組付不足 $F-(G+H)$	J 石当當夫 $B \div A$	K 高 <sup>1</sup> 石 賣米	L 与荷米
人 ?	人 <u>63.32</u>	人	人 0.35	人 <u>62.97</u>	人 8.7195	升	升
287.43	4.84	11.54		6.70	4.1328		
623.22	626.494	12.69		613.80	9.7891	8	2
431.71	263.23	11.54		251.69	5.9037	8	
311.51	159.175	10.38		148.795	4.0918	7.5	
208.23	51.75	12.12	3.27	36.36	2.1258	7.5	
280.72	240.33	45		195.33	5.4053	7.5	
322.78	302.48	14.44		288.04	4.7533	8	
437	8.61	17.31		8.70	3.1543	"	
288.64	21.74	21.77		0.03	2.7277	"	
279.60	19.19	15		4.19	4.1038	"	
594.66	<u>59.08</u>	12.75		71.83	10.986	"	
380.20	538.77	11.54		520.47	6.0506	"	
279.32	215.33	11.54		203.79	3.9073	"	
293.24	508.39	11.54	0.73	496.85	7.1806	"	
350.10	350.72	11.54	0.18	339	7.2215	"	
281.02	244.40	11.54	0.44	232.42	3.7124	"	
249.28	236.13	11.54	0.75	223.84	3.1848	"	
335.76	300.25	11.54	1.40	289.56	4.0512	"	
583.10	1,052.04	34.62	0.24	1,017.18	14.645	"	3
485.90	1,319.87	11.52	10.56	(1,297.79)	10.076	"	2
284.81	558.19	40	0.94	517.25	5.6669	"	
581.88	1,098.69	40	1.69	1057	10.5761	"	3
300.10	191.66	40	2.00	149.66	5.1481	"	
321.20	156.557	40	0.117	116.44	5.224	"	
371.70	44.0	40	4.00	(0)	4.802	"	
222.20	42.09	40	2.09	(0)	3.731	"	
262.30	40.727	40	0.727	(0)	3.8679	"	
506.52	40.393	40	0.393	(0)	8.4551	"	
604.29	41.197	40	1.197	(0)	14.0256	"	5

下線ある部分は出夫過

役足出夫勘定帳・役足触出覚帳・眞引覚帳・役足に与荷米割賦帳

天保14年以降 $\langle$ 本役+小役=出夫 $\rangle$ の計算が違っているが、原簿のまま記載した。

弘化元年以降出不足の括弧内は原簿による。

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

役足出夫勘定帳 村方夫平 卯十一月五辰十月迄	役受高	A	B	C	D 本 役		
		石	當夫	出夫 D+E	計	普請役	山役
寛政7	235.047	2,049.5	2,112.82	?	?	?	?
文化12	234.964	971.07	966.23	678.8	?	?	?
14	235.047	2,300.914	1,674.42	1,051.2	?	?	?
文政1	"	1,387.64	1,124.41	692.7	670.70	22	
2	"	961.785	802.61	491.1	456.10	35	
3	234.963	546.48	494.73	286.5	271.5	15	
4	"	1,270.05	1,029.72	749	728.5	20.5	
5	"	1,116.86	814.38	491.6	470.6	21	
6	235.047	741.41	732.80	295.8	218.8	77	
7	234.963	662.88	641.14	352.5	244.6	107.9	
8	235.047	964.59	945.40	665.8	637.3	28.5	
9	"	2,582.28	2,641.36	2,046.7	1,997.7	49	
10	"	1,432.17	893.40	513.2	493.2	20	
11	234.677	916.95	701.62	422.3	414.3	8	
12	"	1,685.13	1,176.74	883.5	855	28.5	
13	"	1,694.82	1,344.10	994	962.9	31.1	
天保2	"	871.22	626.82	345.8	298.3	47.5	
3	"	747.41	511.28	262	253	9	
5	"	950.71	650.46	314.70	261.7	53	
6	"	3,436.84	2,384.80	1,801.70	1,772.7	29	
7	"	2,364.67	1,044.80	558.90	552.5	6.4	
8	"	1,329.90	771.71	486.90	478.4	8.5	
9	"	2,481.97	1,383.28	801.40	793.4	8	
12	"	1,208.16	1,016.50	716.40	?	?	
14	"	1,225.957	1,069.40	845.50	?	?	
弘化1	"	1,127.42	1,083.42	615.40	606.4	9	
2	"	869.03	826.94	646.34	?	?	
3	"	908.617	867.89	669.49	?	?	
4	"	1,984.223	1,943.83	1,437.31	1,394.81	32.5	
嘉永1	"	3,291.487	3,250.29	2,646	2,631	15	

一、夫四百九拾四人七歩三厘

但本役小役共

外 三拾六人三步六厘

組辻平シ出不足

同 拾武人壹歩武厘

村方出夫引合平シ勘定入用

此錢拾五匁七分五厘

此米壹斗五升

但石百五匁かへ内壹斗新九郎入

同 三人貳歩七厘

村方佐平次貲役仕居い処、病死仕取立出来不仕い筋

此錢四匁式分五厘

此米四升五勺

但右同断

五百四拾六人四步八厘

辰御役受高 武百三拾四石九斗六升三合

但壹石二付

武人三步武厘五毛八朱余

当夫五四六人四步八厘に対し、1・出役は四九四人七歩三厘

2・一二人一步二厘は村役人勘定入用

(註) 3・三人

二歩七厘病死出役不能、計五一人一步二厘となり、これを差引き三六人三步六厘が出役不足となつてゐる。

(註) 天保五年迄村方出夫勘定入用はほぼ一人五分四厘であったが、天保六年左記による通り三四人六分四厘となり、天保八年以降は四〇人となつてゐる。

天保六年村方出引合平シ勘定入用

但

去年年迄ハ乍不勝手壹斗五升ニ而致ひ得共当年ハ丈夫ニ付誠ニ村役人御用多キニ付

自今内之通ニ而ハ勘定不申ニ付先當年切四斗五升相立申ハ

三拾四人六歩武厘

此米四斗五升

但内

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第17表 農民全負担の推移

	貢租米 米に直す	小物成銀 米に直す	足役 米に直す	計	貢租米率
文化12	313石	19石	13石	345石	90.7%
14	309	18	28	355	87.0
文政1	312	20	20	352	88.6
2	302	23	13	338	89.4
3	313	21	7	341	91.8
4	311	19	14	344	90.4
5	313	19	11	333	94.0
6	311	18	8	337	92.3
7	313	18	4	335	93.4
8	313	15	11	339	92.3
10	311	19	16	346	89.9
12	308	16	16	340	90.5
天保1	310	13	19	342	90.6
2	310	15	13	338	91.7
3	311	16	12	339	91.7
5	307	14	13	334	91.9
6	297	13	70	380	78.1
7	310	8	32	350	88.6
9	312	8	31	351	88.9
平均	310	16	18	344	90.1

各年度銀米皆済目録、足役出夫勘定帳

足役出夫の労銀は当村の地方労銀を使用した。

第一六表は役足出夫の推移をみるために「役足出夫勘定帳」によって作製したものであり、すでに部分的には先に説明したのであるが、出役の出不足の項をみると、当夫を出役がオバーする年も五年程あるが、その他の年は不足し、当夫二〇〇〇人をこえると一〇〇〇人以上も不足している年があり、文政末年から天保一〇年頃までが割に不足している。この出役不足は「仲算用帳」で貢租部分に米が加重されるのであるが、出夫一日に対し、米一升三合の割で加算されている。

第一七表は全農民負担を米はそのままとし、小物成銀と足役を米に換算して、その総計を出したものであるが、その平均は三四四石でうち米が三一〇石、小物成一六石、足役一八石で米は九〇%を占め、あとの一〇%を二者でほぼ折半の割合となつていることを物語っている。天保六年以降は小物成が定銀で、米価が騰貴したことによって米に換算すると以前より半減した。ところが足役はきわめて

壱斗五升  
三斗  
支度料  
勘定貢九郎兵衛三入

説、増大してしかも労働力で就役しえず米で代納されている。

### 論 3 定免制下の検見費用の検討

第二節において定免制施行について愛久沢郷助の「在中の申聞せ度書付」に、定免制採用の目的の一つに検見にともなう費用の節減が述べられてあつたが、その費用がどの程度のものであつたかを検討するために、文化六年の例にもとづいて以下考察を加えることにする。

文化六年は早魃の年であり、早稲の分だけは定免うけにて刈取、中稲、晚稲不作にて検見をうけることがあつても、早稲は上毛合にてうけるという願書が同年の八月に提出されている。九月二日には「中稲・晚稲御毛見受ニ成哉、不成之儀名頭中参会相談有之いへ共不相決い」という状態であったが、九月一〇日に名頭から左の願書が出され、本田畠の中稲、晚稲分の検見をうけることになった。

一、本田畠当稻作中稲・晚稲分不作ニ付御毛見受ニ奉願上ひ一決仕ひ  
一、新田畠御定免受ニ奉願上ひ

巳九月十日

名頭一〇名連署

当村の検見は九月二四日に行われる予定であったが二五日にのび、また二七日にのび、さらに二八日と三回も順延しており、検見は先づ傍示竹の先に着色紙をつけ白色二一、黄色一二、青一、赤二、筐一と、三七箇所に立てられ、第一八表の作付地の中稲、晚稲についておこなわれた。

検見当日の作業配置は次の通りであり、万力、枊、かま、むしろ、み、間等等の用具を持参し作業が進められている。

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

第18表 文化六年御毛見野附帳による検見地内訳

	行松繩	内新開繩	外新開	三九郎地 森ヶ内	森ヶ内	本郷組	御見取場
早稻	反 11.100	7.900	6.900	1.800		7.800	
中稻	9.603	19.925	15.205	3.213		18.200	
晚稻	32.700	51.300	41.600	7.200			
茄子	1.510						
稔入子大豆	11.620				1.900	そば入61.301	
木綿	0.915					10.700	
瓜入子大豆	0.725					3.100	
芋	6.724		0.610		2.012	9.500	
栗	0.105						
たばこ	0.105					2.827	
いぢご	1.310					0.900	
稗	0.510						
唐芋	0.110					3.800	0.418
栗入小大豆					1.400	そば入35.500	
稗入小大豆					1.100	そば入21.300	
す大豆					0.815	1.800	
居やしき						8.203	
菜						12.000	
高						1.700	
ご						2.500	
計	77.317	79.125	64.315	12.213	7.227	201.201	0.515
引高	1.925	3.020	—	0.117	—	1.115	0.418
残	75.322	76.105	64.315	12.026	7.227	200.016	0.027

御毛見帳の作物

一、万力二挺 柄ニツ 田 八歳  
 一、稻刈 穂すり共 伝藏、藤藏  
 一、稲持式人 田 基五郎、為藏  
 一、み取式人 み持参 本西、吉郎兵衛  
 一、儀八郎妻、佐七郎妻  
 一、間竿 壱本  
 一、用意人足五人  
 一、斧用意  
 一、ぼうじ立  
 田 多吉

検見に要した費用の総額は錢三二  
 九匁一分七厘で、その詳細は次の  
 通りである。

文化六年巳十月御毛見入用都詰帳  
 巳九月二日より同十九日迄

一、錢武拾目三分三厘 此米武斗壹  
 升四合 但右九拾五匁かへ、是ハ  
 稲作無畝下改并御毛見御願申上ひ  
 儀度々談シ合ニ組頭・頭百姓寵出  
 い時屋支度入用

同十二日  
 一、同式外

是ハ大庄屋所村方稻作見分ニ被參ル節上下脣賄

同六日参、七日帰 一、同五夕六分 庄屋和忠次西条行

是ハ御郡方に御用ニ付罷出ル時町宿ニ而上下式人賄料壹人壹度七分ツ、  
一同九夕四分 筆子貢

是ハ御毛見ニ付差出帳三冊、野付帳上リ控ヘ八冊認貨、但差出帳壹冊壹夕、野付帳壹冊八分ツ、  
一、同六夕八分四厘 此米七升弐合

是ハ道橋繕ムニ付、組頭・頭百姓・小走三人ツ、日數四日分脣支度入用

一、同廿三日同壹夕壹厘 此米壹升八合

是ハ無畠御改之節組頭・頭百姓・小走脣支度入用

一、同三夕壹分五厘

是ハ村境繩分御免別ニ立ルほうじ竹入用

一、同壹夕四厘

是ハ右ほうじ竹ヘ付ル赤紙・青紙・黄紙・白紙代

一、同三夕壹厘 此千原紙九枚代

是ハ差出帳・野付帳・無畠帳仕立入用

一、同廿二日 九夕四分

但内四夕しゆうの木式本代、三夕三分黒もじ三把代、弐夕壹分杭三十本代

是ハ弓田大井手ノ土橋繕直シ并井手ぶち繕直シ入用共

一、同五拾七夕 此人足三拾八人

是ハ九月四日弥御毛見御願申上ルニ相成、鎌留相触ルヘ共若心得違之者御座ル而ハ相済不申、猶又垣生村々出作之者も數々御座

同廿七日 一、同壹夕壹分四厘 此米壹升弐合

是ハほうじ立ルニ付、組頭・小走脣支度入用

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

同廿八日一、同三拾八匁四分毫厘

是ハ御毛見御役人様御上下廿三人様分御屋頭御元人様毫匁六分七厘ツ

同廿八日夕方同廿九日朝迄

一、同六拾六匁壹分

是ハ真鍋新八様御上下四人、鶴見八左衛門様御上下四人、和田安左衛門様御上下四人、塙崎伊藏様御上下三人

都合御上下拾五人御一宿入用七拾五匁之内御扶持米九升代七匁弐分、木錢壹匁七分引残り

同断一、同三拾五匁壹分四厘

是ハ栗木三十郎殿、白石弥三兵衛殿、藤村甚兵衛殿、兒玉八郎殿、星加兵次郎殿、三品勘左衛門殿、谷口平馬殿、加藤小次郎殿

御一宿入用

四拾目之内御扶持米四升代三匁弐分、木錢六分六厘引残り

同廿八日一、同拾匁

是ハ御毛見二付大庄屋所上下一宿入用

一、八分 是ハ野合茶番入用炭代

一、七分 是ハ右同断上茶代

一、同三拾目

是ハ御毛見御役人様御入込追々延ニ付、御宿ニ失墜も御座ニ付、御宿六軒之内庄屋之外五軒分へ壹軒前六匁ツノ支度料

一、同壹匁 是ハ稻ヲ入ル長持一竿損科

一、同壹匁四分

是ハ稻ヲ包ル蓮井摺ニなしむしろ共七枚損料

一、同六匁八分四厘 此米七升弐合

一、同拾匁弐分五厘 此米壹斗八合

是ハ御先引頭百姓・村役人・小走・其外肝煎之百姓都合拾八人屋支度代

一、同七匁四分壱厘 此米七升八合

是ハ御毛見後入用都詰三付組頭・頭百姓・小走屋支度代

ペ三百弐拾九匁壱分七厘

この他に毛見役人が庄屋や名頭宅に分宿するに際し、宿泊所の設営、料理人、給仕人の費用一七九匁四分四厘、酒一斗九升その代錢三八匁、菓子代一三匁、看代一三三匁四分一厘が計上されており、その合計は錢三六三匁八分五厘となつてゐる。先の費用にこれを加えると六九三匁二厘で米一石錢九五匁かへにして米で七石二斗九升にあたつてゐる。

さらに毛見のための賦役は「小役」が一一八人、と道つくりなどの家別夫九二人であり、両者を合せて当年の日傭の米報酬一日一升二合をもつて計算すると二石五斗二升となる。毛見入費分と足役を加えると米九石八斗一升となる。

### 小役

巳九月廿八・廿九日

一、人足六人 吉郎右衛門

一、同六人

文五郎

一、同六人 良助

一、同六人 又藏

一、同武人五分

忠五郎

一、同壱人

是ハ御毛見ニ付御宿ばうし小廻ニ罷出申ひ

同廿八日 八人

是ハ当村之儀御毛見御道筋至而悪敷所多御座いニ付、御一頭様まし人足、御一頭様御駕へ弐人ツバ

同日一、同武人 是ハ御頭様方御茶番ニ罷出申ひ

一、同武人 是ハ御下役様右同断

一、同武人 是ハ村境繩分御免別所ほうじ立ニ罷出申ひ

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

- 一、同壱人 是ハ御毛見ニ付閻竿持ニ罷出申ひ  
 一、同式人 是ハ右同断み取ニ罷出申ひ  
 一、同式人 是ハ同断稻持ニ罷出申ひ  
 一、同壱人 是ハ筵持ニ罷出申ひ  
 一、同式人 是ハ右同断万力武丁持参仕ひ  
 一、同壱人 是ハ右同断万力武丁持参仕ひ  
 一、同壱人 是ハ御用多小走壱人ニ而差支ニ付手伝ニ罷出申ひ  
 一、同壱人 是ハ雨天模様ニ付御見分所參持ニ罷出申ひ  
 一、同式人 是ハ御先引頭百姓・村役人・其外肝煎之弁当持ニ罷出申ひ
- 同十八日迄廿七日迄之内
- 一、同四人 良助 一、同八人 文五郎 一、同十人 忠五郎  
 一、同八人 又藏 一、同十五人 吉郎右衛門 一、同十人 為右衛門
- （計五拾五人）
- 是ハ御宿持ニ罷出申ひ、尤百姓家之儀ニ御座ひ而成ニ仕立ひ而も余程手間取申ひ、且又御入込延びニ付而も少々ハ手間取申ひ
- 儀ニ御座ひ
- 一、同廿八日五人 是ハ御見分所御用弁小遣用意人足
- 同廿三日、廿九日
- 一、同四人 是ハ借物取寄并戻シ橋板等夫々戻シ片付ニ罷出申ひ  
 百拾八人五歩
- 家別夫
- 九月廿日 一、人足拾壱人 是ハ御毛見ニ付道作りニ罷出申ひ  
 "廿一日 一、同廿五人 是ハ右同断罷出申ひ  
 廿二日 一、同三拾五人 是ハ……切平ヲさせ申ひ、此所御駕立場ニ相成ニ場所ニ御座ひ

廿六日 一、同拾人 是ハ御道筋陥鑿ひ掃除ニ罷出申い  
 " 廿七日 一、同九人 是ハ右同断ニ罷出申い  
 " 廿八日 一、武人 是ハ田ノ上御社御屋休所ニ相成ニ趣ニ付、掃除ニ罷出申い  
 ノ九拾武人 家別

当年の「御物成銀米皆済目録」によれば銀納分は一貫八四匁九分二厘で例年と変りがなく、米は二八八石二斗一升八合で平年の三一三石余に比し二五石余の減租がみとめられているから、検見費用九石八斗一升を差引いて一五石の減租となる。

#### 第四節 個別農民の負担様式の諸例

貢租および他の農民諸負担の納入は江戸中期をすぎると、地主制の展開や村民間の米錢の貸借を通じ、貸主側はその返納を貢租に肩がわりして、その納入を借り主に求めて相殺し、その帳簿の「仲算用覚帳」は貢租を媒介として村民間の貸借の仲介的機能を果たしている。

本節では文政三年の「仲算用覚帳」にあらわれた諸例を、とくに村内第一の地主小野家とそれに関連をもつ数家を明らかにする。当家の算用帳の内容は次の通りに記載されている。

- 一、米武拾四石四斗九升武合 本田 小野彦之丞
- A — 一、同拾四石三斗七升八合 本田新株
- (以下略)
- ノ七拾六石六斗武升 (和忠次分を加え八拾武石三升七合)
- B 一、同外八升八合 大庄屋役高米 (此分三口を合せ武斗八升四合)

封建貢租および農民諸負担の徵租様式 (岡)

C-1  
 一、同五石七斗五升八勺 定七石入  
 一、同三石六斗壱升七合七勺 本 久四郎入  
 百拾八石九斗壱升四合八勺

内

壱石壱斗五升四合

大豆代米

武升壱合

水落也

(以下略)

九斗八升四合

儀七郎斗

八斗五升六合

下 浅右衛門斗

(以下略)

武石七升

政右衛門二入

(筆者集計百五拾六石八升九合)

この算用帳は二つの部分からなっていて、前半は小野家が納入すべき分をあらわし、後半の「内」以下は納入の内訳である。

まづ前半からみれば、先に掲げた算用帳史料のA、B、Cはその一部分で内容を大部分略してあるが、第一九表のA、B、Cに全部をあげた。Aは小野家の年貢米を集計したものであり、石高は全村五四七石余のうち一二一石余を占め、二二名にあたり、これに対する年貢米は八二石余となっており、Bは足役のための買米高や、井手掘入用等であり、五斗余となっている。

Cは小野家が連記されている者から振りむけられ、彼らにかわって代納しなければならぬものであり、その総計

は三七石五斗四升余であるが、これには若干の説明を要し、その農民の性格などもここで序に検討をしよう。

ゴシックの活字になって

いる吉五郎の分は五斗二升

一合であるが、この年の小

野家の「宛米取立帳」をみ

ると次の通り、孫兵衛新田

一反四畝一五歩と、宇高本

畠九畝二三歩で計一反四畝

八歩を小野家から借地し、

小作料一石九斗四升一合を

納入することになっている。

これに対し小作料の一石

九斗四升一合は銀米で支払

い、さらに二斗四升を御藏

に納め、二斗八升一合を春

下したので、五斗二升一合

だけ小作料をオーバーしてい

第19表 小野家の納入すべき貢租の内訳

	石 高	年 貢 米	村 民 より 入		
(A)	本 田	石 33.368	石 24.492	定 七 郎	石 5.7508
	本 田 新 株	19.588	14.378	久 左 伝 衛	3.6177
	盛 ケ 内	11.453	6.368	吉 田 七 郎	1.9385
	盛 ケ 内 新 株	2.596	1.443	左 五 利	2.02
	本 郷 新 田 畜	3.558	2.192	吉 本 千 庄	0.156
	九 左 衛 門 新 田	14.290	11.694	磯 半 下 田	0.7242
	同 辰 起 戻	0.434	0.355	兵 兵 三 半	0, 521
	御 免 別 起 戻	1.147	0.586	与 兵 三 半	1.0227
	孫 兵 衛 新 田	24.257	15.112	郎 藏 十 郎	2.4443
	和 忠 次 分	1.683	1.235	郎 藏 三 田	0.8610
	新 田 年 貢	8.198	3.855	郎 藏 七 定	0.2400
	同 和 忠 次 分	0.698	0.327	郎 利 三 喜	3.240
計		121.270	82.037	右 衛 門 七 郎	0.050 ①
(B)	大 庄 屋 役 米 高		0.284	喜 五 郎	0.5036
	組 頭 役 米 高		0.2256	茂 兵 衛 (万七分)	0.1098
	九 左 衛 門 新 田		0.0548	藤 七 (郷 蔵 替)	0.2058
	井 手 ほり 入 用		0.5644	田 久 五 郎	0.060
計				半 五 郎	0.7525
合 計		118.9148		垣 六 之 丞 未 進	5.4154
				計	0.2800
					5.000
					0.6711
					0.495 ②
					0.234
					37.5484

文政三年庚辰仲算用覚帳

① 書達 ② 宇高蔵替八左衛門分

る。「宛米取立帳」ではこれを「仲算用ニ入」と記載している。

〈宛米取立帳〉

孫兵衛新田一番毫反四畝拾五歩

本 吉五郎

一、米壹石壹斗六升

宇高本畠桜木九畝廿三歩

一、同七斗八升壹合

ノ 壱石九斗四升壹合

内

壹石九斗四升壹合

辰銀米帖より受取

武斗四升此畝四斗

御穀納

式斗八升壹合

桜下春下

小以武石四斗六升武合

内 残五斗武升壹合 過

五斗二升壹合

仲算用ニ入

右皆済也

〈文政三年辰九月銀米受取帳〉

九月廿二日

一、米武石六斗三升七合

本 吉五郎  
内 壱石九斗四升壹合

残六斗九升六合 過

さらに「仲算用覚帳」の彼の項をみると次のようである。

(高二石三斗三升七合)

米壱石七斗壱升五合

一、同壱斗五升壱合

一、同武斗六升

一、同八斗五升

一、同壱斗五升

一、同九斗六升

一、同壱升

四石九升六合

内

五升四合

六斗九升六合

七合壱勺

五斗武升壱合

壱斗

壱石九斗四升壱合

残六斗七升六合九勺

右皆満也

吉五郎  
七郎次々入  
西正寺々入  
惣次郎々入  
半五郎々入  
新蔵々入  
良助々入

大豆代

米斗

辰役過

小野彦之丞ニ入

彦右衛門ニ入

銀兵衛ニ入

又ノ六左衛門ニ入

未進此分米斗

吉五郎は高二石三斗三升七合を保有し、年貢一石七斗一升五合を納入し、さらに七郎次、西正寺、惣次郎、半五郎、新蔵、良助の六人の年貢代納者となっており、これはおそらく六人から借地をし上の数字は彼らの年貢であると思われる。両者を合せ四石九升六合を納入しなければならぬが、納入内訳書の中に「五斗二升一合小野彦之丞ニ

入の記載があり先程の小作料をオーバーし仲算用帳に入れられた部分は、実は吉五郎が納入すべき貢租あるいは他の

人の代納の一部を構成しているのである。

納入状況の内訳を示した「内」の部分は四種の構成からなつていて、

第20表 「内」の構成	
井 手 敷	石 0.631
大豆代米	1.154
池 敷	0.262
縄 俵 代	0.0853
御囲糀代	3.40
御囲糀擗出	0.6466
米	0.13
御手形納	76.81
斗	32.814
入	40.1561
計	156.089

文政三年庚辰仲等用賞帳

ふりむけられる「入」が四〇石一斗五升六合あり、合計一五六石余となり、先の納入すべき部分をはるかに上まわっている。前二者は説明を必要としないが、「斗」と「入」の内容の全体は第二一表の通りであり、これも具体的な例を引いて考察をくわえる。

「斗」に出てくる松神子村本郷の与平次の分は四斗五升五合であるが、彼は九升七合という零細な高を有し、年貢を七升一合賦課されており、小野家から九左衛門新田七畝二八歩を借地し、反当九斗五升の割で小作料七斗五升四合を納入することになっているが、文政三年はそのうち二斗九升三合を免ぜられ、四斗六升一合のうち六合を不納し、四斗五升五合を納入した。「御米庭帳」によると彼は全部で二石の米を納入しており、彼の保有地の年貢と役不足等に四斗を出した他は小野家以外の六軒分の地主の指示で小作料を蔵入している。

宛米取立帳

本与平次

九左衛門新田北カ廿三番七畝廿八步反九五

第21表 「斗」と「入」の構成

斗		入		石
儀 七 郎 斗	石 0.984	政右衛門ニ入	石 2.070	同 人 二 入 惣兵衛斗(万七分)
下儀右衛門斗	0.856	彦三郎ニ入	0.923	0.075 0.19
下 儀 平 斗	0.471	同 人 二 入	0.390	本甚五郎ニ入 0.4925
文 七 斗	0.780	十 藏 二 入	0.008	文 兵 衛 二 入 0.785
中 藤 藏 斗	1.219	久 四 郎 二 入	0.154	長 藏 二 入 0.823
惣 兵 衛 斗	0.484	文右衛門ニ入	0.103	伊 兵 衛 二 入 0.1005
和 平 次 斗	1.600	茂 兵 衛 二 入	0.120	忠 吉 二 入 0.1148
田 伝 次 郎 斗	1.470	彦右衛門ニ入	0.480	利八(与次兵衛分) 0.050
本 与 平 次 斗	0.455	長 三 郎 二 入	0.587	庄 八 二 入 0.836
喜 平 斗	0.165	喜 八 郎 二 入	0.0207	為 藏 手 形 米 入 0.500
庄 右 衛 門 斗	1.058	甚 藏 二 入	0.752	五 郎 八 二 入 1.756
田 八 藏 斗	1.914	下 浅 右 衛 門 ニ 入	0.331	幾 八 二 入 0.055
喜 八 郎 斗	2.200	伴 助 二 入	0.6152	本 与 三 郎 二 入 0.130
多 次 右 衛 門 斗	0.300	本 八 藏 二 入	1.549	熊 与 藏 二 入 0.180
山 紋 藏 斗	0.680	同 人 過 入	0.1853	八 郎 二 入 0.0298
武 兵 衛 斗	1.200	田 八 藏	0.0124	伴 藏 二 入 0.100
田 勇 藏 斗	0.682	六 左 衛 門 ニ 入	0.0650	西 宇 兵 衛 二 入 0.882
田 文 兵 衛 斗	1.450	平 次 郎 (幸七分) 入	0.799	田 伝 次 郎 (久右衛門分) 0.1452
伴 助 斗	0.500	新 九 郎 二 入	1.307	明 教 寺 二 入 0.214
忠 忠 吉 斗	0.900	同 人 二 入	0.380	周 藏 二 入 0.019
喜 助 斗	1.323	新 助 二 入	0.8432	本 伝 藏 二 入 0.4115
忠 忠 吉 斗	0.400	次 郎 左 衛 門 ニ 入	0.1179	周 藏 二 入 0.4115
伴 七 斗	0.622	利 右 衛 門 ニ 入	3.526	万 助 二 入 0.0583
与 次 兵 衛 斗	0.030	田 伝 四 郎 二 入	0.3160	兵 三 郎 二 入 0.886
庄 八 藏 斗	1.200	田 忠 五 郎 二 入	1.168	周 藏 二 入 0.300
与 茂 五 郎 斗	0.232	銀 兵 衛 二 入	0.7555	政 右 衛 門 (弁藏分) 0.1836
次 郎 兵 衛 斗	1.200	本 浅 右 衛 門 ニ 入	0.0694	佐 平 次 (武 助 分) 0.048
本 浅 右 衛 門 斗	0.485	新 藏 二 入	0.403	" 0.373
惣 八 斗	0.400	吉 藏 二 入	1.4293	良 助 (山市郎兵衛分) 0.020
伊 兵 衛 斗	2.000	忠 右 衛 門 ニ 入	0.522	久 藏 過 入 0.0874
岩 右 衛 門 斗	0.621	田 伝 助 二 入	0.0785	五 郎 兵 衛 二 入 0.9990
甚 八 斗	0.400	本 伝 四 郎 二 入	0.0708	田 六 右 衛 門 ニ 入 0.2290
權 助 斗	0.600	文 七 (兵四郎分)	0.2921	宇 平 次 二 入 0.1037
田 与 平 次 斗	0.213	同 人 二 入	0.185	代 助 二 入 1.111
与 六 斗	0.500	又 ノ 六 左 衛 門 ニ 入	0.500	佐 平 次 (本八郎分) 0.063
同 人 斗 (定藏分)	0.080	助 八 二 入	0.107	大 庄 助 (久次郎分) 0.240
次 郎 右 衛 門 斗	0.735	半 右 衛 門 (利 助)	0.514	半 五 郎 二 入 0.160
林 四 郎 斗	0.950	同 人 二 入	1.260	市 兵 衛 (使番給 / 分) 0.586
喜 平 斗	0.400	中 藤 藏 二 入	0.5058	喜 兵 衛 二 入 0.0363
武 平 斗	0.438	本 儀 兵 衛 二 入	0.2685	田 万 右 衛 門 ニ 入 1.762
田 文 助 斗	0.050	利 兵 衛 二 入	0.7329	伝 兵 衛 = 入 (役米) 0.150
俊 藏 斗	0.400	中 宇 兵 衛 過 入	0.1671	計 40.1561
計	1.203	岩 右 衛 門 (田八藏)	0.2592	
	32.814	儀 右 衛 門 ニ 入	0.0457	

文政三年庚辰仲算用覚帳

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

内	武斗九升三合 四斗五升五合 残六合不納	九左衛門免 庭帳二入
外	一、米貳石 <御米納庭帳>	本与平次

内	四斗五升五合 六斗五升 七升 武升七合 壹斗八升 五升 壹斗六升八合 四斗	村庄屋二入 良助二入 幾八二入 本八藏二入 藤七二入 惣次郎二入 西正寺二入 身分
---	--	--

「入」については、銀兵衛の例をとると、彼は高を一石八斗を有し年貢を七斗九升三合納入している者であり、「仲算用帳」によると吉五郎に一斗と小野家に七斗五升五合五勺を納めなければならず、全部で一石六斗四升八合五勺のうち、文政三年は米を一石六斗一升二合納入し、未進を三升六合五勺、それに役不足六合四勺、さらに新蔵、惣次郎の未進が振りむけられ、八斗四升八合の未進分を生したが、それらはさらに熊藏にふりむけて、熊藏から小野家に代って納入されている。

ちなみに銀兵衛の借地は一反五歩小作料九斗七升七合のうち免を差引き当年は七斗五升五合五勺が全小作料であ

説  
る。

論

一、米七斗九升三合	銀兵衛
一、" 壱斗	吉五郎 内入
一、" 七斗五升五合五勺	小野彦之丞 内入
一、" 壱石六斗四升八合五勺	
内	
壹石六斗壹升弐合	米斗
残三升六合五勺	未進
外	
六合四勺	役不足
壹斗七升五合壹勺	新藏未進入
六斗三升	惣次郎 内入
八斗四升八合	
内	
八斗 熊藏三入	
四升八合 同人二入	小以濟
本	
銀兵衛	
（宛米取立帳）	
畠座元やしき壹石拾八步九厘 反石	
内新開浜田八畝拾七步	
一、米壹斗六升三合	
一、同八斗壹升四合	
一、九斗七升七合	
反九五	

封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

内 壱斗七升壹合五勺	浜田免
五升	追免
七斗五升五合五勺	仲算用二入
小以九斗七升七合	右皆済也

あとがき

西条藩における定免制のはじまりは詳細にわからないが、すでに元禄年間には定免制になつており、検見制の「秋免」に対し、「春免」と称している。

享保末年には秋収穫の貢租の納期以前に、藩は先納銀をしばしば賦課しており、これをその年に返納することができず、元文から寛保年間にかけては、一五ないし二〇年賦という長期間返済の手続をとつていて。このように藩の財政窮乏を生じたのは、藩側の言分によると、享保一七年の蝗害以来宝暦二年迄の二〇年間、春免が藩平均で三ツ四分に下り固定化したからであると称している。

宝暦三年の豊作を機会として藩は貢租を上昇せしめるために、見取免になし、一挙に四ツ八分とし一四%をアップしたが、在地では地主がこれを小作人に転化したので小作争議がおこり、また藩に対しては減免強訴を生じ、四ツ五分となつていて。そうして宝暦四年には百姓願出形式による定免制にあらためられ、四ツ五分（百姓願免四ツ二分に前年の減免分の三分を加算）としている。

その後宝暦五年には松神子村の例からみると五ツを上まわり、これが幕末まで固定化し、その他の雜税を加え米納分は六ツ三歩八厘となつてゐる。

貢租米は江戸初期には大坂蔵屋敷に運搬されていたが、寛文年間の松平氏時代から紀州に出され、化政期以降の史料によると在払され、非農業地帯の商人や塩業經營者に販売されている。役足出夫の賦役賦課は本田のみで、しかも引高等も相当にあり、全村高の $\frac{1}{2}$ の高に賦課され、寛政七年から嘉永元年までのうちの三〇年間の平均では受高一石につき六・二五人となつてゐる。

役足高は經營面積の大きな者に賦課されるので、実際の出動が困難となり、小高持や無高に有償で代勤させており、石高八石を基準としてその売買が行われ、全受高の半分に等しい高が売買されている。売役は一石につき七・五升から八升であり、多く出夫のある年はさらに二、三升から五升の与荷米がつけられている。

全農民負担を米、銀、夫役にわけてこれを米に換算し直すと、その割合は米九〇%、銀五%、夫役五%の割合となるが、この実納形態を知るためにさうに細かな計算を必要とする。

かかる徵租様式のなかで庄屋である小野家は、足役出夫を六〇石分が庄屋引高として免ぜられ、一石当夫平均六・二四人の割合によると、年間延三七四人の労働力を免ぜられている。米納分では村小入用米が庄屋保有高のうち一二五石だけ徵収から免除され、これも受高の平均一〇%にあたつてゐるから、一石五斗分だけ免除されていることになる。この他に庄屋給米が文政年間には二二石である。

要するに小野家は年傭一人分に余る無償労働と、米約五石が支給されてゐるのに等しく、さうに小稿で具体的記述を省いたが、村民の無償労働の「夏傭」があり、これらの特典が小野家をして豪農經營を成立せしめた始源的要

### 封建貢租および農民諸負担の徵租様式（岡）

素になつたと考えられる。

また地主的発展や資金業を営むようになつてからは、貢租徵収事務を通じて、小作料や金銭返済を当家の貢租に肩がわりさせ、もともと貢租徵収事務の必要から作製された「仲算用帳」をして、私人的な貸借関係の仲介的機能を果たさせ、当家の犠牲を最少限に止めさせているのを見るが、さらに詳細な分析は今後に譲らなければならない。